

厳島神社玉殿

内宮と外宮の玉殿

Itsukushima Jinja Gyokuden (Inner Sanctuaries)
in Hiroshima Prefecture : Naigu and Geku

山田岳晴

緒言

- ① 厳島神社玉殿の沿革
- ② 玉殿の配置
- ③ 厳島神社外宮の玉殿
- ④ 厳島神社内宮玉殿の復元考察
- ⑤ 厳島神社玉殿の特質

【論文要旨】

安芸国の一宮である厳島神社（内宮および外宮）は、それぞれの大宮本殿内に六基、客人宮本殿内に五基の玉殿（神体を奉安する小建築）を安置している。その安置は全国的にも極めて早い仁安三年（1168）にまで遡る。また安芸国の主要な神社本殿内を調査した結果、中世玉殿が多く残っており、厳島神社の玉殿は、安芸国の神社本殿における玉殿安置に大きな影響を与えたものと考えられる。

本稿では、まず、厳島神社本殿内のものでは現存最古となる宝暦十年（1760）再造の外宮である地御前神社（広島県廿日市市地御前）の玉殿について詳細な実地調査を行って、外宮玉殿についてその特色について考察し、その内宮である厳島神社（広島県廿日市市宮島町）の玉殿の形式を忠実に継承してきたことを示す。

次に、厳島神社の玉殿の規模形式および各部材の細部意匠や寸法などについて、永禄十二年（1569）の「造営材木注文」および嘉禎三年（1237）の「造伊都岐島社内宮御玉殿莊嚴調度用途等注進状案」等に古図二葉を加えた、厳島神社の文献史料に基づいて詳細に検討を行い、外宮玉殿についての学術実地調査の成果を踏まえた上で、仁治二年（1241）本殿再建時の内宮玉殿の復元案を提示する。

また、切妻造で見世棚としないことや角柱の使用および床高の低さなど、復元した玉殿に見られる建築的特質について述べ、厳島神社の玉殿は、安芸国の玉殿の普及、発展、変化に大きく関わりがあったことを明らかとし、安芸国における玉殿の起源であったことを示す。

緒言

安芸国の一宮である厳島神社（内宮および外宮）は、それぞれの本社本殿内に六基、摂社客神社本殿内に五基の玉殿⁽¹⁾を安置しており、その安置は全国的にも極めて早い仁安三年（1168）にまで遡ることが三浦正幸氏の論文で指摘されている⁽²⁾。安芸国の主要な神社本殿内を調査した結果、十四世紀から十六世紀までの中世玉殿が多く残っていることが判明した。中世玉殿の現存例については、全国最古の今田八幡神社玉殿⁽³⁾や佐々井厳島神社玉殿⁽⁴⁾はすべて安芸国内にある。また、中世玉殿の現存例は安芸国が突出している。それらのことからすると、厳島神社の玉殿は安芸国の神社本殿における玉殿安置の起源であったと考えられる。

厳島神社玉殿の規模形式についてはすでに示されている⁽⁵⁾が、本稿では厳島神社外宮である地御前神社（広島県廿日市市地御前）の玉殿について学術調査を行い、その成果を報告するとともに、永禄十二年（1569）の「厳島社宮殿造営材木注文」⁽⁶⁾（以下、「造営材木注文」という）および嘉禎三年（1237）の「造伊都岐島社内宮御玉殿莊嚴調度用途等注進状案」⁽⁷⁾（以下、「調度注進状案」という）を詳細に検討し、さらに近世頃の写しと考えられている古図二葉（図1-2、以下、「内宮大宮図」⁽⁸⁾および「内宮客人宮図」⁽⁹⁾とする）を加えて、仁治二年（1241）再建時の厳島神社内宮玉殿（以下、仁治再造厳島神社玉殿と言う）の復元案を提示する。

厳島神社の仁安三年の玉殿安置は神社本殿としては玉殿安置の極めて早い例であり、安芸国の玉殿の発展を考える上でも重要であるので、厳島神社の玉殿の特質について詳しく考察を加えることにしたい。

本稿では安芸国の歴史的特色を考慮して、慶長五年（1600）以前を中世とする⁽¹⁰⁾。なお、本稿中の寸法については尺寸で表記することにする⁽¹¹⁾。本稿の内容の一部は、山田岳晴・三浦正幸「仁治再造の厳島神社玉殿の復元」（『内海文化研究紀要』第33号、平成十七年三月）および、山田岳晴「厳島神社外宮の地御前神社の玉殿」（日本建築学会学術講演梗概集、平成十七年九月）において発表している。

①……………厳島神社玉殿の沿革

厳島神社の沿革については、三浦正幸氏の前掲論文⁽¹²⁾にまとめられているので、それを参考にしながら厳島神社の玉殿に関する沿革について記しておく。

一 厳島神社の内宮と外宮

厳島神社は内宮および外宮からなる神社であって、内宮は瀬戸内海の島である広島県廿日市市宮島町に鎮座する厳島神社であり、外宮は大野瀬戸を挟んで対岸となる本州本土の広島県廿日市市地御前に鎮座する現在の地御前神社である。

なお、厳島神社の内宮と外宮は祭神が同一であって、伊勢の神宮における内宮と外宮の関係とは

異なる。また、外宮は現在では厳島神社撰社地御前神社となっているが、撰社とされたのは大正三年（1914）であって、それ以前の両社の関係について、撰社という現在の名称は考慮する必要がない。また、外宮について、風波の荒く、神主が渡海することができない場合の内宮の遙拜所であるとするのは近世以降に生じた俗説であって、中世の文献にそうした記述はない。それらについては三浦氏の論文に詳しいので、ここでは省略したい。

厳島神社の中心となる本殿は、内宮と外宮それぞれに二棟ずつあり、内宮外宮で合わせて四棟の本殿が現存している。その内部に安置されている玉殿の数も内宮と外宮で一致している。現在の名称は、内宮では本社本殿と撰社客（まろうど）神社本殿⁽¹³⁾、外宮では大宮本殿と客人（まろうど）本殿⁽¹⁴⁾であって、内宮の本社本殿と外宮の大宮本殿、内宮の客神社本殿と外宮の客人本殿がそれぞれ対応する。祭神も同一で、それぞれの本殿で対応している。内宮と外宮で現在は名称が若干異なっているが、本稿では混乱を避けるために、厳島神社の古文書等で多く用いられている「大宮」と「客人宮」⁽¹⁵⁾の名称を内宮、外宮ともに用いることにする。

二 玉殿に関する沿革

厳島神社の創祀は、仁安三年（1168）の「伊都岐島社神主佐伯景弘解」⁽¹⁶⁾（以下、「佐伯景弘解」とする）によると、推古天皇癸丑之年（593）の垂迹であるというのが伝説の域を出ない。『日本後紀』の弘仁二年（811）七月己酉（十七日）には、伊都岐島神が名神例に預かって官社に列したことが記され、その後『三代実録』の貞観元年（859）正月および三月、同九年十月に神階の叙位について記されている。延長五年（927）の『延喜式』の神名帳では名神大社とされ、月次新嘗に預かる速谷神社に次ぐ安芸国の大社であったことが分かる。天慶三年（940）の『長寛勘文』には正四位下の位記請印について記されており、その頃までには速谷神社を抜いて、安芸国一宮となっていたことが分かる。

平安末期になると平氏との関係が深まり、『山槐記』によると永暦元年（1160）八月、仁安二年（1167）二月に平清盛が社参している。仁安三年の「佐伯景弘解」によると、内宮の本殿など三十七棟、外宮の本殿など十九棟を神主景弘が私力で造畢したことが記されているが、その社殿の規模からすると、地方の神主の力の及ぶものではなく、平清盛の助力が相当あったものと推測されている。そして、その解を受けて、正殿（本殿）の修造の成功が認められており、翌四年には木作始、仮殿造立、仮殿遷宮、正殿修造、正遷宮の日時勘文⁽¹⁷⁾が撰申されている。

仁安三年（1168）頃の本殿の規模は、貞応二年（1223）の内宮焼失後の再建時の規模と変わらないので、玉殿については、仁安三年頃の造営において内宮外宮ともに大宮に六基、客人宮に五基の玉殿を安置していたと考えられている⁽¹⁸⁾。

仁安三年頃の造営の後、建永二年（1207）の内宮焼失後の再建における建保三年（1215）の遷宮は内宮のみであり、内宮玉殿と外宮は新造していない⁽¹⁹⁾。

その後、貞応二年に内宮が焼失している。この再建に際しては焼けなかった外宮も嘉禎二年（1236）に造替⁽²⁰⁾され、その造替された外宮には大宮玉殿六基、客人宮玉殿五基が造替安置されていた⁽²¹⁾。一方、内宮においては、大宮玉殿六基、客人宮玉殿五基が火災後に造営されていることが分かる⁽²²⁾。

その後は、康安二年(1362)⁽²³⁾ および永享五年(1433)⁽²⁴⁾ に内宮の客人宮が遷宮されているが、修理と考えられている。宝徳二年(1450) 四月には社頭が大破し、神殿が雨露に侵されたことを言上⁽²⁵⁾している。天文九年(1540)⁽²⁶⁾ には外宮が遷宮されている。なお、天文九年再建時の外宮の玉殿は大宮玉殿五基、客人宮玉殿六基と同様⁽²⁷⁾であった。

年代を下って、永禄十二年(1569)に和智兄弟を内宮社頭にて生害させた穢により、毛利元就によって内宮の大宮本殿が造替され、元亀二年(1571)に遷宮⁽²⁸⁾が行われた。その時の内宮大宮玉殿⁽²⁹⁾については、永禄十二年(1569)の「造営材木注文」⁽³⁰⁾があり、内宮大宮玉殿が元亀二年に造替され、六基であったことが明らかである。さらに、慶安三年(1650)の「安芸国厳島社間数御目録」⁽³¹⁾において、大宮玉殿が六基、客人宮玉殿が五基存在していたことが知れる。

宝暦五年(1755)⁽³²⁾には外宮が焼失し、同十年に再建による遷宮⁽³³⁾が行われた。現在の外宮の大宮玉殿六基と客人宮玉殿五基は、この時に再造されたものである。その後、明治に入って内宮の玉殿は造替⁽³⁴⁾されている。

次に、内宮と外宮の大宮および客人宮の玉殿の沿革を年表(表1)にまとめておく。なお、この年表は玉殿を中心とし、従来のものを若干補訂した。

表1 厳島神社玉殿関連年表

年代	本殿等関連事項	玉殿関連事項	出典
仁安三年(1168)頃	内宮外宮を造営	内宮外宮玉殿造立	伊都岐島社神主佐伯景弘解
建永二年(1207)	内宮焼失	内宮玉殿焼失せず	伊都岐島社神官等申状案(厳島野坂文書一八六二号)
承元二年(1208)	内宮大宮、客人宮上棟		造伊都岐島社行事所棟上用途注進状案(新出厳島文書九五号)
建保三年(1215)	内宮遷宮		伊都岐島社神官等申状案
貞応二年(1223)	内宮焼失	内宮玉殿焼失	同
嘉禎元年(1235)	外宮上棟		同
嘉禎二年(1236)	内宮上棟、外宮遷宮	外宮玉殿造替	同/伊都岐島社末造殿舎造営料言上状案
仁治二年(1241)	内宮遷宮	内宮玉殿再造立	安芸国司庁宣案(新出厳島文書一〇七号)/造伊都岐島社内宮御玉殿荘厳調度用途等注進状案
康安二年(1362)	内宮客人宮遷宮		遷宮棟札写(野坂文書一一六号)
永享元年(1429)	内宮客人宮立柱		社堂所々棟札控(大願寺文書三一七号)
永享四年(1432)	同、上棟		同
永享五年(1433)	同、遷宮		同
宝徳二年(1450)	社頭大破し、神殿雨露に侵される		厳島社神主掃部助教親言上(卷子本厳島文書一五号)
天文三年(1534)	外宮立柱		飯田家(外宮棚守)所蔵文書
天文七年(1538)	同、上棟		同
天文九年(1540)	同、遷宮		同、房頭覚書
元亀二年(1571)	内宮大宮造替し遷宮	内宮大宮玉殿造替	棟札、兼右卿記(十二月二十七日条)、厳島社遷宮行列式書立(厳島野坂文書一三八四号)/厳島社宮殿造営材木注文
宝暦五年(1755)	外宮焼失	外宮玉殿焼失	厳島神社五重塔棟札写
宝暦六年(1756)	同、上棟		佐伯郡地御前村万指出帳控
宝暦十年(1760)	同、遷宮	外宮玉殿再造立	棟札/建築様式
明治期		内宮玉殿再造立	宮籍書類

以上のことから、現在の玉殿に関しては、内宮の大宮と客人宮の玉殿が明治期に造替されたもの、外宮の大宮と客人宮の玉殿が宝暦十年(1760)に再造されたものであると考えられる。それら内宮と外宮の玉殿の成立は、少なくとも仁安三年(1168)までは遡る。

また、厳島神社の内宮と外宮において、各本殿内に安置された玉殿は仁安三年以降、何度か造替されているが、内宮もしくは外宮のどちらか一方の玉殿が火災等によって失われた場合においても、その時に被災しなかった方の玉殿を手本として、焼失前とほぼ同様に細部まで正確に再造することが可能であった。したがって、厳島神社における玉殿の基数や規模形式、細部意匠は、仁安三年以降、極めて忠実に継承されてきたものと考えられる。

②……………玉殿の配置

玉殿の員数は、貞応二年の内宮焼失後の再建時には内宮外宮ともに大宮玉殿六基、客人宮玉殿五基であった。それら玉殿は本殿内に安置されており、その配置には決まりがある。玉殿の配置は仁治再造厳島神社玉殿を復元する上で関わりがあるので、本節では三浦正幸氏の前掲論文に、今回、筆者が行った詳細調査の結果を加えて記すことにする。

現在の外宮の大宮本殿においては、六基の玉殿を桁行六間の本殿内に安置し、玉殿は柱間一間に対して一基ずつ並んでいる。最大の玉殿を中央に二基置き、次に大きい二基をその両脇とし、これらより小さい玉殿二基を両端に配置している。配置された玉殿の屋根間にはある程度の余裕がある。玉殿間には低い衝立が置かれている⁽³⁵⁾。現在の外宮の客人宮本殿においては、五基の玉殿を桁行三間の本殿内に詰めて並べているために、玉殿は本殿柱間と対応していない⁽³⁶⁾。玉殿間にはほとんど余裕がなく、配置された玉殿の屋根の蝮羽は、ほとんど隙間なく隣接している。玉殿間は大宮本殿と同様に衝立によって仕切られている。五基の客人宮玉殿は、右端（向かって左）に大宮本殿の両端の玉殿より少し大きい一基を置き、中央にそれより小さい三基を並べ、左端には最も小さい一基を配置している。したがって、右（向かって左）から第一、二、三、四、五殿の順に安置されている。

内宮の玉殿配置については、「内宮大宮図」および「内宮客人宮図」がある。この近世頃の写と考えられる二葉の古図は本殿の実測図⁽³⁷⁾とされる。これによると大宮本殿においては、桁行七間の内陣の右端間（向かって左端間）は玉殿を配置せず空にしており、それ以外の左方六間に一間に対して一基ずつ玉殿を並べている。内宮の客人宮本殿においては、外宮と同様に桁行三間に五基の玉殿を並べている。「内宮客人宮図」に記入された寸法を今回、詳細に検討した結果、外宮の客人宮玉殿と同様に大小三種類あることが分かった（詳しくは後述）。また、内宮の大宮本殿の玉殿六基については、元龜二年（1571）の造替時に遷宮師を勤めた吉田兼右⁽³⁸⁾の日記によって、本殿内陣の右（向かって左）から第五、三、一、二、四、六殿の順であることが知れる。内陣右端間は空であるので、桁行九間の大宮本殿の中央に玉殿第一殿が安置されていたことになる。また、厳島神社における内宮大宮での祭礼においては、一般的な神社とは反対の右側（向かって左）上位となっている。これは、祭礼を行う幣殿が玉殿第一・二殿を安置する本殿の柱間に接続されており、その右（向かって左）側に第一殿、左側に第二殿が配置されているために上位が入れ替わっていると考えられる。

次に、祭神の面から玉殿の配置について見てみると、平安末期の客人宮の祭神は、安元二年（1176）の祝詞⁽³⁹⁾によって、四所の客人神（大江客人、今客人、隅岡客人、興雄客人）と八所の比延解（ひえとき）であって、八所の比延解を左端の最小玉殿に配し、右端の最大玉殿には四所の客人神の筆頭の大江客人を配し、残り三基に残り三所の客人神を配していたことが分かる⁽⁴⁰⁾。大宮本殿に

関しては、元亀二年（1571）の「⁽⁴¹⁾厳島社遷宮行列式書立」、外宮に現存する宝暦六年（1756）の神輿、『源平盛衰記』および安元三年（1177）の「⁽⁴²⁾手摺書御正躰⁽⁴³⁾」によって、大宮本殿の主神は平安時代末期頃から中世にかけて、大御前（大宮）と中御前（中宮）の二所であったことが知れ、大宮玉殿六基のうち中央二基がその二所に当たり、それらが最大となる理由と考えられる。

以上のように、内宮と外宮の大宮玉殿と客人宮玉殿には大小差があり、外宮に見られる玉殿の大小差に基づく配置が、内宮外宮ともに仁安三年（1168）頃の造営時に成立していたものと考えられる。

③……………厳島神社外宮の玉殿

一 玉殿の規模形式と細部手法

現在、厳島神社外宮地御前神社本殿内陣に安置されている玉殿（図3-14、写真1-6）は、前述したように棟札により、宝暦十年（1760）に造立されたものである。その大宮の玉殿六基のうち第一、二、三、四殿は、桁行三間、梁間一間で、第五、六殿および客人宮玉殿五基は、桁行一間、梁間一間である。それらすべての玉殿は横長平面で、屋根形式は切妻造の平入の柿葺である。現状（図3-14）の実測寸法は次のとおりである。

外宮大宮玉殿第一、二殿

桁行（側柱真々）	五尺二寸	(1,576mm)
梁間（側柱真々）	三尺七寸六分	(1,139mm)
軒の出（正面側柱真より飛檐垂木下角まで）	一尺六寸四分	(497mm)
螻羽の出（側柱真より破風板外端まで）	八寸七分	(264mm)
総高（土台下端から大棟頂部まで）	六尺三寸七分	(1,930mm)
軒高（土台下端より桁上端まで）	三尺八寸	(1,152mm)

外宮大宮玉殿第三、四殿

桁行（側柱真々）	四尺七寸一分	(1,427mm)
梁間（側柱真々）	三尺六寸一分	(1,094mm)
軒の出（正面側柱真より飛檐垂木下角まで）	一尺六寸五分	(500mm)
螻羽の出（側柱真より破風板外端まで）	八寸五分	(258mm)
総高（土台下端から大棟頂部まで）	六尺三寸	(1,909mm)
軒高（土台下端より桁上端まで）	三尺八寸	(1,152mm)

外宮大宮玉殿第五、六殿

桁行（側柱真々）	三尺五寸	(1,061mm)
梁間（側柱真々）	二尺七分	(627mm)
軒の出（正面側柱真より飛檐垂木下角まで）	一尺六寸六分	(503mm)
螻羽の出（側柱真より破風板外端まで）	九寸三分	(282mm)
総高（土台下端から大棟頂部まで）	五尺四寸	(1,636mm)

軒高（土台下端より桁上端まで）	三尺七寸四分	(1,133mm)
外宮客人宮玉殿第一殿		
桁行（側柱真々）	四尺四寸二分	(1,339mm)
梁間（側柱真々）	三尺二寸	(970mm)
軒の出（正面側柱真より飛檐垂木下角まで）	一尺六寸九分	(512mm)
螻羽の出（側柱真より破風板外端まで）	六寸八分	(206mm)
総高（土台下端から大棟頂部まで）	五尺九寸三分	(1,797mm)
軒高（土台下端より桁上端まで）	三尺七寸九分	(1,148mm)
外宮客人宮玉殿第二, 三, 四殿		
桁行（側柱真々）	三尺三寸	(1,000mm)
梁間（側柱真々）	二尺九寸一分	(882mm)
軒の出（正面側柱真より飛檐垂木下角まで）	一尺六寸七分	(506mm)
螻羽の出（側柱真より破風板外端まで）	六寸七分	(203mm)
総高（土台下端から大棟頂部まで）	五尺七寸八分	(1,752mm)
軒高（土台下端より桁上端まで）	三尺七寸八分	(1,145mm)
外宮客人宮玉殿第五殿		
桁行（側柱真々）	三尺	(909mm)
梁間（側柱真々）	二尺五寸三分	(767mm)
軒の出（正面側柱真より飛檐垂木下角まで）	一尺六寸六分	(503mm)
螻羽の出（側柱真より破風板外端まで）	六寸九分	(209mm)
総高（土台下端から大棟頂部まで）	五尺四寸八分	(1,661mm)
軒高（土台下端より桁上端まで）	三尺七寸六分	(1,139mm)

大宮玉殿第一, 二殿は, 正面両脇間を九寸五分 (288mm), 中央間を三尺三寸 (1,000mm) とし, 大宮玉殿第三, 四殿は, 正面両脇間を八寸五分 (258mm), 中央間を三尺一分 (912mm) とし, 面取を施した柱を立て並べる。それらは正面だけを三間とし, 背面は通し一間とする。大宮玉殿第五, 六殿, 客人宮玉殿第一, 二, 三, 四, 五殿は正面, 背面ともに一間とする。

土台を梁間方向に置き, 桁行方向の土台を上木として井桁に組む。土台の上角および木口には面が取られている。土台に接して玉殿の四面に高さ一寸 (30mm) の半長押を打って, 内部に板敷きの床を張る。扉の上の位置に内法長押 (そのまま四面に回る) を釘打ちし, 正面の中央柱間は, 方立を用いず (客人宮第一殿については, 正面幅の広い板状の方立を用いる) に脇板壁を立てて, 一枚板の上下に端喰を付けた板扉を両開きに建てる。扉は板から軸を造り出して, 半長押および内法長押に軸吊の穴を開けて吊る。三間社である大宮玉殿第一, 二, 三, 四殿については, 両脇間は腰長押を正面だけに打って, その下を板壁とし, 上を盲連子窓とする。

玉殿の側面は, 板壁である。柱上には下角および木口に面を取った舟肘木を桁行, 梁間双方に交差させて置き, 下角に面を取った桁を支える。ただし, 大宮玉殿第一, 二, 三, 四殿については, 正面の中央柱二本は, 内法長押までとし, 桁まで達していない。桁に螻羽の反り上がりはない。

軒に見えている垂木は化粧垂木で、正面、背面ともに二軒とし、飛檐垂木には鼻こきがなされている。その上方には柿葺の屋根の野地板を支える野垂木が入っていると考えられる。桁上は面戸板を入れる。蟻羽では地垂木を桁の位置で継いで化粧棟木まで延ばす。

妻面には、虹梁を渡す。梁成と桁成が同じで、舟肘木上の同高で梁と桁を交差させる。その虹梁は、下角に面が取ってある。虹梁上は豕扱首の妻飾とするが、その束は揆束状に下部が開いている。豕扱首上には斗を介して肘木を乗せ、棟木を支えている。破風板は桁位置で強く曲がり⁽⁴⁵⁾、下方に小さく欠眉を施す。破風板の拝みには、六葉を付けた梅鉢懸魚を飾る。軒の正面は、地垂木上に木負を乗せ、飛檐垂木を出して、茅負が乗り、その上に布裏甲を乗せる。布裏甲は側面の破風板上に回り、登裏甲となる。

屋根は軒付を檜皮で積み上げ、その上に柿板を重ねて葺いて竹釘で留め、端部を廻し葺きとした柿葺とする。軒は反り増し、屋根の両端には箕甲を付けている。屋根頂には品軒を二段につけて、その上に端部に転びを持った一木造の大棟を乗せる。

彩色についてはまったく施されておらず、すべて白木造りである。

以上の部材はすべて当初材であって、後補材をまったく混入しない。

二 玉殿の特色

これらの厳島神社外宮の玉殿には、様々な特色が見られる。ここではそれら特色について整理しておく。

まず、これら玉殿は、宝暦十年（1760）の造立でありながら、細部意匠において古雅な趣を見せているので、次に挙げることとする。

第一に、長押が細いことである。柱二寸五分もしくは二寸六分角に対して、長押の成が一寸五分となっている。

第二に、化粧垂木に鼻こきがあることである。垂木成が先端で六分、木負側で七分となっており、先端部が細くすぼめられている。

第三に、破風板が桁位置で強く曲がることである。大宮玉殿第三殿で、破風板上端の引き通し長さ四尺二寸八分に対して、桁位置で四寸五分、客人宮玉殿第二殿で引き通し長さ三尺七寸九分に対して、桁位置で三寸六分の反り（屋だるみ）となっている。仁治二年（1241）再建の内宮客人宮本殿の入側桁位置での破風板の強い曲がりに似ており、平安時代末期の好みを反映している。

第四に、舟肘木に面取を施すことである。舟肘木の成二寸一分（長九寸八分）に対して、面幅二分の面取が施されている。江戸時代の舟肘木で面が取られているものは、一般的ではなく、本例も古式を受け継いだものと考えられる。

第五に、土台上に直に半長押を打つことである。これは、厳島神社の外宮玉殿に見られる特有な形式であるが、床高が低いということに関しては、元亨四年（1324）の今田八幡神社玉殿、永享十一年（1439）の堀八幡神社玉殿も床高が低く、古式と言える。

また、柱を面取角柱としていること、柱が比例的に細いこと、切妻造で見世棚造としないことも特徴的である。

このほかに、外宮の玉殿に見られる古式以外の特色について、次に挙げておく。これらの特色に

つについては仁治再造厳島神社玉殿を史料によって復元考察するに当たって、重要となる特色であり、次節において詳しく考察を加える。

第一に、玉殿の大きさが相異なることである。これに関しては前述したように祭神によるものと考えられる。

第二に、土台に面取が施されていることである。一般的な社寺建築においては行われない手法であるが、安芸国の中世玉殿においては、施されているものが少なくない。

第三に、檜皮の軒付とした上に柿葺とすることである。檜皮葺の方が一般的に高級であるので、柿葺の下地として檜皮を用いるのは不合理であると考えられる。

第四に、客人宮玉殿の螭羽の出が大宮より一枝短いことである。これに関しては客人宮の内陣幅による制約に起因するものと判断できる。

④……………厳島神社内宮玉殿の復元考察

筆者の調査で明らかとなった外宮玉殿の特色は、仁治再造厳島神社玉殿の形式を色濃く伝えるものと考えられる。一方、史料からは嘉禎三年（1237）の「調度注進状案」に、

一御玉殿十一所御莊嚴具 准万二千八百九疋

（中略）

金銅金物千七百五十三枚 准五千三百四十八疋

御簾金物二百九十七枚 代千二百九十八疋

（内訳略）

垂木木尻金物八百七十九枚 代八百七十九疋

長押金物百六十二枚 代千六百四十疋

敷居金物九十六枚 代百八十八疋

妻戸金物百三十二枚 代六百六十疋

連子折金物百七十六枚 代五百二十八枚

懸金十一具 代五十五疋

朱砂二百二十両 代千五百四十疋

（以下略）

とあり、内宮の玉殿十一基の飾金具等の員数等を記した部分がある。また、永祿十二年（1569）の「造営材木注文」に、

一中之御前おもてのま 五尺六寸五分

うしろへ四尺七寸 柱ハ二寸六分 地ふく四寸

たる木三拾三丁 はふハ此外之二社分

一脇之社二社おもてのま 五尺一寸五分

うしろへ四尺五寸五分 垂木三拾壹丁

はふハ此也

一又脇之社おもてのま 四尺五寸

うしろへ三尺三分 たる木廿四丁

はふハ此外之

一むね之たかさけたの下はより、又なけしの下はまで一尺八寸八分

一軒の出は一尺三寸 四社同前

一二社之軒出は一尺二寸也

永禄十二年十二月廿六日

とあり、仁治二年（1241）再建時の内宮大宮玉殿の寸法を記したものである。

さらに、近世頃の写しの古図「内宮大宮図」、「内宮客人宮図」があり、本節では、それらの内容を総合して、玉殿の規模形式や各部材の寸法や細部意匠について復元考察を加えることにする。

一 規模形式

厳島神社の玉殿は外宮において大きさが大宮、客人宮ともに三種類ずつあり、上記史料を検討した結果、内宮においても大宮、客人宮に各三種類あることが分かった。それらのうち規模形式について、各項目ごと大宮、客人宮に分けて考察する。

イ) 桁行

【内宮大宮】 桁行の間数は、外宮大宮玉殿では第一・二・三・四殿は正面三間、背面通し一間で、第五・六殿は一間である。ここで、「調度注進状案」によると、内宮の玉殿十一基に対して「敷居金物」が九十六枚となっている。後述するが、この「敷居」は土台上に接して打たれた成の低い長押で、外宮玉殿の半長押に相当するものと判断できる。外宮玉殿の半長押に打たれた金具について見てみると、玉殿の四方各面のすべての柱下の位置で打たれており、八枚が七基、十枚が四基であって、ちょうど九十六枚である。よって内宮玉殿のうち、正面三間、背面通し一間の玉殿が四基存したこととなる。したがって、外宮と同様に大宮玉殿第一・二・三・四殿は正面三間、背面通し一間、第五・六殿は一間と判断することができる。

桁行寸法（柱真々）は、外宮大宮玉殿では第一・二殿は脇間九寸五分、中央間三尺三寸の総長五尺二寸、第三・四殿は脇間八寸五分、中央間三尺一分の総長四尺七寸一分、第五・六殿は三尺五寸としている。「造営材木注文」によると、「中之御前おもてのま 五尺六寸五分」、「脇之社二社おもてのま 五尺一寸五分」、「脇之二社おもてのま 四尺五寸」とあり、第一・二殿の正面が五尺六寸五分、第三・四殿の正面が五尺一寸五分、第五・六殿の正面が四尺五寸であるとしており、桁行の寸法と解される。ここで、この寸法が柱真々であるかどうかは問題となるが、後述するように垂木の間隔、すなわち枝割を考慮すると柱の外々寸法であると判断される。したがって、外宮の玉殿より約二寸（第五・六殿は七寸五分）大きく、桁行寸法は真々寸法に換算すると、大宮玉殿第一・二殿の正面が五尺四寸、第三・四殿の正面が四尺九寸、第五・六殿の正面が四尺二寸五分と考えられる。なお、「安芸国厳島社間数御目録」には、「玉殿六社 面七尺」とあるが、これは、玉殿の概略寸法を記しただけであると考えられる⁽⁴⁶⁾。

第一・二・三・四殿の正面中央二本の柱は、外宮の玉殿が内法長押までとしているので、内宮も同様であったと考えられる。それらの柱は桁などの上部構造と関係がなく、幣軸的に用いられてお

り、柱間寸法については中央間の扉（詳しくは後述）の幅を考慮して垂木の枝割寸法をもとに決めることができる。したがって、第一・二殿は正面脇間一尺三寸、中央間二尺八寸、第三・四殿は正面脇間一尺五分、中央間二尺八寸と決定できる。

【内宮客人宮】 桁行の間数は、外宮客人宮玉殿ではすべて一間である。内宮客人宮玉殿も「調度注進状案」からすべて一間であると判断できる。

桁行寸法（柱真々）は、外宮客人宮玉殿第一殿は四尺四寸二分、第二・三・四殿は三尺三寸、第五殿は三尺である。「内宮客人宮図」の書き込みには、

／□□四尺三寸

御玉殿四方式尺九寸五ふ

＼竝式尺六寸五ふ

および、

太郎坊 面ハ四尺二寸三分

とある。前者より、客人宮本殿内の中央に配された第二・三・四殿は桁行二尺九寸五分と解され、第五殿については、これら玉殿の脇にあることから脇二尺六寸五分と記されていると判断できる⁽⁴⁷⁾。客人宮で一番大きい玉殿と考えられる第一殿については、後者の「太郎坊」と呼ばれているものにふさわしく、四尺二寸三分であったと解することができる。前者に記された寸法の四尺三寸はそれを丸めた数値であると思われる。ここで大宮同様、この寸法が柱真々であるかどうかが問題となる。この図には「△此間壺尺九寸五ふ」と記されており、△印は、本殿内陣の側面の壁と玉殿の間および本殿内陣に並べられた玉殿どうしの間記されているので、それぞれの間がすべて一尺九寸五分であったことが分かる。客人宮の内陣の桁行は、図によると八尺一寸、一丈四尺、八尺であるので、合計で三丈一寸である。一方、玉殿五基の桁行が計一丈五尺七寸三分、それぞれの間が計一丈一尺七寸となり、その合計が二丈七尺四寸三分となる。その差が二尺六寸七分であり、本殿内陣の側面の壁板厚分を引くとおよそ二尺五寸となる。これは、玉殿の柱十本分で五基分の玉殿の柱に相当する。したがって、上記客人宮の各玉殿の桁行の寸法は柱の内々の寸法であると判断できる。また、後述する扉の幅や垂木の枝割寸法によっても同様に柱の内々の寸法とすることができる。したがって、外宮の玉殿より一寸小さく（第一殿は六分大きい）、桁行寸法は客人宮玉殿第一殿が四尺四寸八分、第二・三・四殿が三尺二寸、第五殿が二尺九寸であったと結論づけることができる。客人宮についても「安芸国厳島社間数御目録」に「玉殿五社 面五尺」とあるが、大宮同様に概略寸法と考えられる。

ロ) 梁間

【内宮大宮】 梁間の間数は、外宮大宮玉殿ではすべて一間である。これについては、前述したように「調度注進状案」から、内宮大宮玉殿もすべて一間と判断できる。

梁間寸法（柱真々）は、外宮大宮玉殿では第一・二殿は三尺七寸六分、第三・四殿は三尺六寸一分、第五・六殿は二尺七分である。「造営材木注文」によると、第一・二殿は「うしろへ四尺七寸」、第三・四殿は「うしろへ四尺五寸五分」、第五・六殿は「うしろへ三尺三分」とあり、「うしろ」は奥行を表しているので、これらの寸法は梁間寸法である。この文書では、柱の外々寸法であるので、

第一・二殿が梁間(真々)四尺四寸五分、第三・四殿が四尺三寸、第五・六殿が二尺七寸八分であったと判断できる。

【内宮客人宮】 梁間の間数は、外宮大宮玉殿ではすべて一間で、「調度注進状案」から、内宮大宮同様に客人宮玉殿もすべて一間と判断できる。

梁間寸法(柱真々)は、外宮客人宮玉殿第一殿は三尺二寸、第二・三・四殿は二尺九寸一分、第五殿は二尺五寸三分である。「内宮客人宮図」には、「御玉殿四方」として寸法を記入してあるので、桁行と梁間は同じ寸法であったと解することもできるが、外宮玉殿がすべて横長の長方形平面であるので、内宮玉殿が正方形平面であったとは考えにくい。そこで、玉殿が安置されている本殿内陣上段について見てみると、「上段より御玉殿前まで四尺貳寸五ふ」と記されており、本殿内陣の上段境から玉殿までの距離が四尺二寸五分であることが分かる。また、「○此間二尺壹寸」と記されており、○印は、本殿内陣の背面の壁と玉殿の間に記されているので、その距離が二尺一寸であることが分かる。本殿内陣上段の奥行は、玉殿右方に記された「九(塗抹して二に訂正)尺五寸五ふ」が該当すると考えられ、この二尺五寸五分は内陣上段境から内陣の梁間の中央柱までの寸法と判断できる。これらにより、本殿内陣上段の奥行九尺六寸五分から、玉殿前方の四尺二寸五分と玉殿後方の二尺一寸を引いた三尺三寸となる。この値に板厚を考慮すると三尺二寸五分程度となり、柱の外々の寸法であるので、玉殿の梁間寸法は三尺であったと考えられる。この図では玉殿寸法の記入から中央三基が基準とされているので、求められた寸法も中央三基のものと判断される。したがって梁間寸法は、外宮客人宮玉殿の寸法を考慮すると、内宮客人宮玉殿第一殿が三尺三寸、第二・三・四殿が三尺、第五殿が二尺六寸と復元できる。

八) 屋根形式

【内宮大宮】 外宮大宮では各玉殿ともに切妻造としている。内宮大宮玉殿については、「造営材木注文」に「一中之御前(中略)たる木三拾三丁 はふハ此外之ニ社分、一脇之社(中略)垂木三拾壹丁 はふハ此也、一又脇之ニ社(中略)たる木廿四丁 はふハ此外之、(以下略)」とあり、玉殿の垂木の外側に破風板があることが分かる。したがって、入母屋造や寄棟造などではなく、切妻造であったと判断できる。

【内宮客人宮】 客人宮の屋根形式について、書かれた史料はないが、外宮玉殿が切妻造としており、内宮大宮玉殿も切妻造であったと考えられるので、内宮客人宮についても切妻造であったと考えられる。

二) 軒の出

【内宮大宮】 軒の出(正面側柱真より茅負外下角まで)は、外宮大宮玉殿では第一・二殿は一尺六寸四分、第三・四殿は一尺六寸五分、第五・六殿は一尺六寸六分である。「造営材木注文」には、

一軒の出は一尺三寸 四社同前

一二社之軒出は一尺二寸也

とあり、軒の出が第一・二・三・四殿は一尺三寸で、第五・六殿は一尺二寸としている。この寸法は桁行寸法の考察から、柱面からの寸法であると考えられるので、内宮大宮玉殿の正面側柱真より

茅負外下角までの軒の出は、第一・二・三・四殿は一尺五寸三分で、第五・六殿は一尺四寸三分と判断できる。軒の出が外宮玉殿より若干短くなるが、内宮玉殿が仁治二年の再造であることを考慮すると妥当であろう。

[内宮客人宮] 軒の出は、外宮客人宮玉殿では第一殿は一尺六寸九分、第二・三・四殿は一尺六寸七分、第五殿は一尺六寸六分である。史料上では、内宮客人宮玉殿の軒の出が確認できるものはないが、外宮の大宮、客人宮で軒の出については大差がなく、ほぼ一緒であるので、玉殿の大きさが内宮大宮玉殿第五・六殿とほぼ同じか、それよりも小さいことより、内宮客人宮玉殿の軒の出はすべて一尺四寸三分とすることができる。

ホ) 螻羽の出

[内宮大宮] 螻羽の出（側柱真より破風板外端まで）は、外宮大宮玉殿では第一・二殿は八寸七分、第三・四殿は八寸五分、第五・六殿は九寸三分である。史料上では、内宮大宮玉殿の螻羽の出が確認できるものはない。したがって、破風板の位置は垂木の枝割寸法の倍数であり、かつ、並んだ玉殿間の距離による制約によって定まる。現状では破風板の位置は側柱真から四枝半であるので、後述する垂木の枝割寸法と破風板厚により、第一・二殿は一尺一分、第三・四殿は九寸九分、第五・六殿は一尺二寸三分であったと考えられる。ここで、本殿柱間九尺で、第一・二殿が桁行五尺四寸であるので、最も間隔の狭い第一・二殿間は三尺六寸であり、登裏甲や軒付の出や転びを考慮しても余裕がある。したがって、この寸法で本殿内に安置が可能である。

[内宮客人宮] 螻羽の出は、外宮客人宮玉殿では第一殿は六寸八分、第二・三・四殿は六寸七分、第五殿は六寸九分である。史料上では、内宮客人宮玉殿の螻羽の出が確認できるものはないので、大宮同様に、垂木の枝割寸法と玉殿間の距離による制約で定まることになる。現状では、破風板の位置は側柱真から三枝半であるので、後述する垂木の枝割寸法と破風板厚により、第一殿は七寸五分、第二・三・四殿は六寸九分、第五殿は七寸六分であったと考えられる。ここで、どの玉殿の間隔も一尺九寸五分で同一であるので、最も螻羽が出る第四・五殿の破風板間は一尺一分となり、登裏甲や軒付の出を考慮すると、外宮客人宮同様にほとんど余裕がなく、軒付の転びをつけることが困難と考えられる。したがって、螻羽の出が大宮より一枝短く、軒の出と比較して不足しているように思われるが、これ以上、螻羽を出すことはできないため、この寸法で本殿内に安置されていたと判断できる。

ヘ) 総高・棟高・軒高

[内宮大宮] 玉殿の高さに関しては、「造営材木注文」に記され、「一むね之たかさけたの下はより、又なけしの下はまで一尺八寸八分」とあり、棟高に関して、棟桁（棟木）下端から内法長押の下端までが一尺八寸八分であるとしている。後述するように土台成三寸、土台上長押成一寸、内法長押成一寸五分、棟木成二寸五分、土台上長押上端から内法長押下端までが二尺と考えられるので、内宮大宮玉殿第一・二殿の棟高（土台下端より棟木上端まで）は、四尺五寸三分であったと考えられる。内法長押から桁までを外宮の玉殿と同高とすると、地垂木を引き込んでそのまま棟木に掛けることができるので都合がよい。よって、軒高（土台下端より桁上端まで）は三尺二寸七分となる。

総高（土台下端から大棟頂部まで）については、仁治二年の造替であるので、屋根勾配は外宮の玉殿よりも緩いと考えられる。したがって、軒厚や屋根の反りを考慮し、同大の大棟を乗せるものとして、五尺三寸と判断した。

内宮大宮のほかの玉殿の軒高については、外宮大宮玉殿の第三・四殿が三尺八寸、第五・六殿が三尺七寸四分であるので、内宮大宮玉殿についても同程度の差があるものと考えられ、第三・四殿は三尺二寸七分、第五・六殿は三尺二寸二分と判断した。棟高については、外宮大宮玉殿では規模にほぼ比例して差がある。よって、内宮大宮玉殿第一・二殿と同様に、地垂木を引き込んでそのまま垂木に掛けることができる高さとし、棟高は第三・四殿が四尺四寸九分、第五・六殿が四尺四分、総高は第三・四殿が五尺二寸六分、第五・六殿が四尺八寸一分と判断した。

【内宮客人宮】 内宮客人宮では「内宮客人宮図」に、「太郎坊 高サ壹尺七寸八ふ」と、第一殿の高さに関する記述がある。総高や軒高そのものの寸法としてみると、大宮玉殿と比較して低すぎ、そのほかの記述とも整合性が取れないので、この寸法は、大宮同様に棟木下端から長押の下端までの高さとして判断でき、その寸法が一尺七寸八分とするものである。大宮玉殿同様に長押より下の高さを考えると、内宮客人宮玉殿第一殿の棟高は、四尺四寸三分であったと考えられる。同様に、長押から桁までを外宮の玉殿と同高とすると、軒高は三尺二寸五分となる。総高についても大宮玉殿同様とし、五尺二寸と判断した。

内宮客人宮のほかの玉殿の軒高については、外宮客人宮玉殿は三尺七寸九分から三尺七寸六分とほぼ同高であるので、内宮客人宮玉殿も第二・三・四・五殿ともに三尺二寸五分と判断した。棟高については、大宮玉殿同様に、第二・三・四殿は四尺三寸三分、第五殿は四尺二寸、総高は第二・三・四殿が五尺一寸、第五殿が四尺九寸七分と判断した。

ここで、規模形式の復元寸法について、以下にまとめておく。

内宮大宮玉殿第一、二殿

桁行（側柱真々）	五尺四寸	(1,636mm)
梁間（側柱真々）	四尺四寸五分	(1,348mm)
軒の出（正面側柱真より飛檐垂木下角まで）	一尺五寸三分	(464mm)
螻羽の出（側柱真より破風板外端まで）	一尺一分	(306mm)
総高（土台下端から大棟頂部まで）	五尺三寸	(1,606mm)
棟高（土台下端から棟木上端まで）	四尺五寸三分	(1,373mm)
軒高（土台下端より桁上端まで）	三尺二寸七分	(991mm)

内宮大宮玉殿第三、四殿

桁行（側柱真々）	四尺九寸	(1,485mm)
梁間（側柱真々）	四尺三寸	(1,303mm)
軒の出（正面側柱真より飛檐垂木下角まで）	一尺五寸三分	(464mm)
螻羽の出（側柱真より破風板外端まで）	九寸九分	(300mm)
総高（土台下端から大棟頂部まで）	五尺二寸	(1,576mm)
棟高（土台下端から棟木上端まで）	四尺四寸九分	(1,361mm)

軒高（土台下端より桁上端まで）	三尺二寸七分	(991mm)
内宮大宮玉殿第五, 六殿		
桁行（側柱真々）	四尺二寸五分	(1,288mm)
梁間（側柱真々）	二尺七寸八分	(842mm)
軒の出（正面側柱真より飛檐垂木下角まで）	一尺四寸三分	(433mm)
螻羽の出（側柱真より破風板外端まで）	一尺二寸三分	(373mm)
総高（土台下端から大棟頂部まで）	四尺八寸一分	(1,458mm)
棟高（土台下端から棟木上端まで）	四尺四分	(1,224mm)
軒高（土台下端より桁上端まで）	三尺二寸二分	(976mm)
内宮客人宮玉殿第一殿		
桁行（側柱真々）	四尺四寸八分	(1,358mm)
梁間（側柱真々）	三尺三寸	(1,000mm)
軒の出（正面側柱真より飛檐垂木下角まで）	一尺四寸三分	(433mm)
螻羽の出（側柱真より破風板外端まで）	七寸五分	(227mm)
総高（土台下端から大棟頂部まで）	五尺二寸	(1,576mm)
棟高（土台下端から棟木上端まで）	四尺四寸三分	(1,342mm)
軒高（土台下端より桁上端まで）	三尺二寸五分	(985mm)
内宮客人宮玉殿第二, 三, 四殿		
桁行（側柱真々）	三尺二寸	(970mm)
梁間（側柱真々）	三尺	(909mm)
軒の出（正面側柱真より飛檐垂木下角まで）	一尺四寸三分	(433mm)
螻羽の出（側柱真より破風板外端まで）	六寸九分	(209mm)
総高（土台下端から大棟頂部まで）	五尺一寸	(1,545mm)
棟高（土台下端から棟木上端まで）	四尺三寸三分	(1,312mm)
軒高（土台下端より桁上端まで）	三尺二寸五分	(985mm)
内宮客人宮玉殿第五殿		
桁行（側柱真々）	二尺九寸	(879mm)
梁間（側柱真々）	二尺六寸	(788mm)
軒の出（正面側柱真より飛檐垂木下角まで）	一尺四寸三分	(433mm)
螻羽の出（側柱真より破風板外端まで）	七寸六分	(230mm)
総高（土台下端から大棟頂部まで）	四尺九寸七分	(1,506mm)
棟高（土台下端から棟木上端まで）	四尺二寸	(1,273mm)
軒高（土台下端より桁上端まで）	三尺二寸五分	(985mm)

二 各部材の復元

玉殿は大宮、客人宮に各三種類ずつあるが、外宮玉殿の詳細調査の結果、各部材についてはほぼ共通しているため、以下では部材ごとに考察を加えることにする。

イ) 土台

「造営材木注文」によると、「地ふく四寸」とあり、地覆が四寸であるとしている。ここでいう地覆は外宮の玉殿で用いられている土台を指すものと考えられ、外宮玉殿の土台の幅が三寸三分から三寸八分であるので、内宮玉殿の土台の幅は四寸で妥当である。成については「内宮客人宮図」において、衝立の脚（衝立の土台に相当）の成が三寸である⁽⁵²⁾ので、玉殿の土台もその程度であったと想定され、外宮玉殿の土台の比率を考慮すると三寸程度であったと判断できる。

また、筆者の調査で外宮の玉殿の土台には、面取が施されていることが分かった。土台の面取は、一般的な社寺建築では行われない手法であるが、安芸国の中世玉殿では施されているものが半数を超える。巖島神社と関係の深い鎌倉時代末期十四世紀前期の佐々井巖島神社玉殿第一殿において大面取が施されているので、内宮玉殿においても井桁に組んだ土台に、大面取が施されていたと考えられる。

ロ) 柱

柱の本数については、規模形式の考察においてすでに検証を行っており、「調度注進状案」から、外宮と同様の大宮玉殿第一・二・三・四殿が六本、そのほかの玉殿が四本である。

安芸国の中世玉殿には円柱のものと角柱のものがあり、内宮玉殿はそのどちらも考えるが、古制を残している外宮玉殿が面取を施した角柱であるので、内宮玉殿も角柱であった可能性が高い。仁治二年の再造であることを考慮すると、大面取が施されていたと考えられる。また、「造営材木注文」には「柱ハ二寸六分」とあるので、外宮玉殿の柱とほぼ同じ太さであり、内宮玉殿の柱は二寸六分角の大面取の角柱であったと判断できる。

ハ) 土台上長押(「敷居」)

外宮玉殿には土台に接して半長押が打たれている。内宮玉殿においても同様に打たれていたものと考えられ、「調度注進状案」には、「敷居金物九十六枚 代百八十八疋」とあって、そのうちの「敷居」がその半長押に相当する。その金物は外宮玉殿が柱下の位置に打っており、その十一基合計の数が九十六枚と同数であり、内宮玉殿においても同様に各面の柱位置に打たれていたと判断できる。土台上長押の寸法については史料上の記述はないが、外宮玉殿の半長押は成が低く、古式であるので同高の一寸程度であったと考えられる。

二) 床

床は玉殿の必要部材であり、構造上、外宮玉殿と同様に土台に接する位置であったと考えられる。また、安芸国の中世玉殿では見世棚造としているが、外宮玉殿は見世棚造ではなく、巖島神社の古文書等に見世棚との記述がなく、ほかの部材からも見世棚としていた可能性を示す要素がないので、見世棚造ではなかったと判断できる。

ホ) 柱間装置

【扉】 玉殿は神体を奉安するので、その正面には必ず扉が必要となる。内宮玉殿において、「調度

注進状案」に「妻戸金物百三十二枚 代六百六十疋」と記されているので、その金物の数が十一の倍数であることから各玉殿に一箇所の扉が吊られていたことが分かる。扉の寸法については「内宮客人宮図」に

御玉殿御戸 高サ貳尺
貳尺二寸

また、

太郎坊 開戸□壱尺七寸八ふ

の記述があり、玉殿の扉が高さ二尺、幅二尺二寸であったことが分かる。また、太郎坊（客人宮玉殿第一殿）についての一尺七寸八分という記述は、客人宮玉殿のうち一番大きい玉殿の扉がほかの玉殿より小さいとは考えにくく、第一殿のみが板状の方立を立てているので、その内々寸法を記したものであると考えられる。外宮の玉殿では、板扉に端喰を付けているので、内宮玉殿においても同様であったと考えられる。金物については、本殿の妻戸の金物についての記述⁽⁵³⁾があり、その金物百三十二枚の内容は、十一基にそれぞれ、穴花（金藁座）二枚、巻金（出八双）四枚、間影（辺付の金物）二枚、円座（下の軸吊穴の保護金物）二枚、金輪（上の軸の保護金物）二枚であると想定される。また、「調度注進状案」の「懸金十一具 代五十五疋」についても、扉の金物であると考えられ、懸金（鉤の掛け金物）二枚と金鉤二枚で一具とされていると考えられる。

【連子】 大宮玉殿第一・二・三・四殿の四基は正面三間としており、その両脇間には、外宮玉殿では盲連子を入れている。内宮玉殿においても同様に盲連子としていたと考えられ、「調度注進状案」に「連子折金物百七十六枚、代五百二十八枚」とある。金物については、連子窓の枠に打ったと考えられ、単純に考えると連子窓一箇所に二十二枚となり数が多い。本殿の連子金物を考慮すると、⁽⁵⁴⁾連子窓一箇所に八枚となり、一基につき金物十六枚ずつでよく、誤って十一基すべてに連子窓がつくとして、その分の合計百七十六枚を計上したものと判断できる。

【その他の部位】 正面の扉の脇や連子の下および、側面、背面については、社寺建築の通例に従い、外宮玉殿と同様に板壁と考えられる。

へ) 長押

外宮玉殿には内法長押が打たれている。内宮玉殿においても、「調度注進状案」に「長押金物百六十二枚 代千六百四十疋」と記され、内法長押が打たれていることが分かる。また、「造営材木注文」でも「なけし」の語が確認できる。

さらに外宮玉殿では正面両脇間に盲連子を嵌めており、その下の正面側にのみ腰長押が打ってある。内宮玉殿においても、前述したように盲連子が嵌められていたと判断されるので、その下には腰長押が打ってあったものと考えられる。ただし、内宮玉殿では柱が大面取であるので、正面だけに腰長押を打つと隅柱の位置での納まりが悪く、側面に回り込ませて腰長押を打って納めていた可能性が高い。また、そのことは後述する金物の数からも説明がつく。

金物については、外宮玉殿と同様に金物が各面の柱位置に打たれていたとすると、内法長押分は合計で九十六枚である。外宮玉殿の腰長押には、その柱位置に金物が打ってあるので、一基に対して四枚であるが、内宮玉殿では腰長押は側面に回り込んでいると考えられるので、一基に対して六

枚である。したがって、内宮玉殿のうち、大宮玉殿第一・二・三・四殿の四基が正面三間であるため、本来は二十四枚で足りることになるが、六枚ずつ十一基分とすれば、余った六十六枚の長押金物に相当するので、連子折金物と同様に誤って計上したものと判断できる。

ト) 舟肘木

外宮玉殿で舟肘木が使われており、その舟肘木には古式に面が取られているため、内宮玉殿においても面を取った舟肘木が載っていたものと考えられる。さらに、大面取の角柱上であるので、ほぼ同等の大面取の舟肘木であったと判断できる。また、外宮玉殿では桁行と梁間の舟肘木を交差させており、復元する内宮玉殿は仁治二年（1241）の再造であるので、長い舟肘木であった可能性が高い。

チ) 垂木

「調度注進状案」には「垂木木尻金物八百七十九枚 代八百七十九疋」とあり、垂木尻に金物が打ってあったことが分かる。垂木木尻金物は垂木一枝に対して一枚であるので、十一基の垂木の総数が八百七十九本あったことになる。外宮玉殿は切妻造で正面を二軒、背面も垂木の省略のない二軒としているので、内宮玉殿も正面、背面ともに二軒と考えうるが、垂木の本数の合計が四の倍数ではなく、正面二軒、背面二軒とはならない。そこで、安芸国の中世玉殿に少なからず見られ、「管繕書類」に記された明治期再造の厳島神社内宮玉殿と同様となる、正面二軒、背面一軒と仮定すると、「調度注進状案」の垂木の本数が三の倍数となっており矛盾がない。また、後述する垂木の本数の考察からも矛盾なく説明できる。したがって、内宮玉殿は正面二軒、背面一軒であったと結論づけることができる。

各玉殿における垂木の本数については、「造営材木注文」に「一中之御前（中略）たる木三拾三丁 はふハ此外之二社分、一脇之社（中略）垂木三拾壺丁 はふハ此也、一又脇之二社（中略）たる木廿四丁」とある。この記述は十一基の垂木の総数との比較から、各玉殿の垂木の総数ではなく、枝数が記されているものと判断でき、その枝数は大宮玉殿第一・二殿が三十三枝、第三・四殿が三十一枝、第五・六殿が二十四枝であったことが分かる。客人宮玉殿については、十一基の垂木の総数から大宮分を引いた、三百五十一本が配分されていたことになる。並べられた玉殿の枝割寸法が異なっていたとは考えにくく、特に屋根が隣接する客人宮玉殿においては美しくないので、枝割寸法をもとに各玉殿に分配すると、二寸程度となり、客人宮玉殿第一殿が二十八枝、第二・三・四殿が二十三枝、第五殿が二十枝であったと判断できる。この枝割寸法は内宮大宮玉殿ともほぼ同じである。⁽⁵⁵⁾安芸国の中世玉殿の年代的傾向から判断すると、古い玉殿では垂木が太く、それに比例して本数も少なく、間隔が広がる傾向があるので妥当である。内宮玉殿の垂木についても、間隔が外宮玉殿より広いので、一回り太かったものと考えられる。

リ) 破風板

屋根形式の考察により切妻造であったことが確認され、その破風板については、古式を残している外宮玉殿により、曲がり強い破風板であったと考えられる。外宮客人宮玉殿は本殿内陣の幅に

よる制限により、大宮玉殿より螻羽の出が一枝少ない。したがって大きな箕甲を付けることができないので、破風板は大宮より比較的曲がりが少ない。内宮客人宮玉殿においても、外宮と同様であるので、大宮玉殿より曲がり若干少ない破風板であったと考えられる。

又) 屋根葺材

外宮玉殿において、檜皮で軒付を積み上げ、その上に短い柿板で回し葺きとした柿葺とし、一木造の大棟を載せている。柿葺の下地として檜皮を用いるこの屋根は、格式上、本末転倒となっており不合理である。元来、檜皮葺であったものを外宮では、宝暦十年（1760）に玉殿を再造した際に耐久性向上を図って柿葺に改めた可能性があり、そのうち軒付は耐久性とあまり関係がないので、今まで通り檜皮葺の方法を採ったものとするができる。したがって、内宮玉殿においては、社寺建築の最高級格式の屋根葺手法である檜皮葺であったと考えられ、その上に、外宮や安芸国の中世玉殿同様に、一木造の大棟を載せていたと考えられる。

ル) 妻飾

外宮玉殿において、妻飾は、古式に唐草や袖切をまったく施さない虹梁を渡し、その上に豕扱首を載せている。内宮玉殿においても同様に虹梁に豕扱首であったと考えられる。ただし、外宮玉殿は宝暦十年の再造であるので、豕扱首の扱首束（宇立）⁽⁵⁶⁾が揆束状に開いているが、内宮玉殿は仁治二年（1241）であるので、扱首束は開かず、直線状であったと考えられる。また、豕扱首が若干細身であるが、今田八幡神社玉殿もほぼ同様とするので外宮玉殿に従った。⁽⁵⁷⁾

ヲ) 懸魚

懸魚については、外宮のすべての玉殿で六葉の付いた梅鉢懸魚となっている。内宮玉殿においても梅鉢懸魚であったと考えられるが、外宮玉殿のような近世的な形態とは異なり、中世的なものであったはずで、成は低く、下に突き出した懸魚の先端が、丸くならないものであったと考えられる。

ワ) 彩色

現在の外宮玉殿はまったく彩色を施しておらず、白木造である。しかしながら、「調度注進状案」に「朱砂二百二十両 代千五百四十疋」の項目が挙がっているので、内宮玉殿は本殿同様に朱塗が施されていたと判断できる。

カ) その他の部材

「造営材木注文」に「むね」の語があり、当然ながら建築として必要となる棟木や桁があったことが分かる。その大きさについての記述はないが、外宮の玉殿が古式をよく残していることから、ほぼ同大であったと考えられ、その成は二寸五分程度であったと考えられる。

また、木負、茅負についても、軒の構造より必要となるので、用いられていたとすることができ、大きさや意匠については、外宮玉殿と同様であって、茅負は前に決りがついていたと考えられる。

以上の考察により推定した規模形式や各部材の寸法や細部意匠に基づいて玉殿を復元すると、図

15 - 38 のようになる。

現在の外宮玉殿と比べて、仁治再造巖島神社玉殿は、大宮玉殿は平面規模が大きく、客人宮玉殿はほぼ同規模で、高さはすべての玉殿で低かった。細部意匠については、外宮玉殿とほぼ同じであるが、豕扱首や懸魚については中世の意匠を見せていたと考えられる。また、金物を現在のものより多く用いており、彩色が施されているので、より巖島神社の本殿に近い形態を採っていたことになる。

なお、外宮の宝暦以前の玉殿についての記録は乏しく、玉殿の基数やその存在が確認できるだけである。また、それら玉殿は火災によって失われているので、宝暦十年に再造された現在の玉殿は、直接、外宮玉殿の規模形式等を受け継いだものではない可能性があり、宝暦十年当時の内宮玉殿を参考にして再造された可能性が高い。したがって、嘉禎二年（1236）の再造の外宮玉殿については、推測の域を出ないが、今回復元した仁治再造巖島神社玉殿は現在の外宮玉殿と類似点が多く、ともにその創始が平安時代末期のほぼ同期に遡る玉殿であるので、嘉禎当時の外宮玉殿は内宮玉殿とほとんど同様の姿をしていたと考えられる。

⑤……………巖島神社玉殿の特質

仁治再造巖島神社玉殿には、一般的な神社本殿や玉殿と異なる独特な形式があり、それらを以下に挙げることにする。

まず第一に、玉殿としては大型であることである。桁行寸法は、最大の中央の玉殿で五尺四寸もあり、安芸国の一般的な中世玉殿が桁行二尺以下であるのに対して、破格の大きさである。また、その梁間は一間であり、一般的な神社本殿において身舎を梁間二間とするのとは異なる。

第二に、見世棚造としないことである。安芸国の中世玉殿のほとんどすべてが供物台として見世棚を神座に加えた見世棚造としている。しかし、仁治再造巖島神社玉殿は見世棚を設けず、すなわち玉殿全体を純粹に神座として用いている。

第三に、床高の著しい低さである。床高は土台の成しかなく、玉殿としては異例の低さである。すなわち、神社本殿や玉殿の基本的な特色である高床造になっていない。

第四に、玉殿を内陣床上に直接に安置することである。他の神社のように内陣内に設けた高い祭壇上とはしていない。

第五に、面取を施した角柱を用いることである。一般的な神社本殿や玉殿が角柱より格式の高い円柱を用いているのとは対照的である。

第六に、玉殿の大きさに対する柱の細さである。柱の太さは二寸六分であり、桁行寸法の最大である五尺四寸に対する比は、およそ1:20となっている。一般的な神社や玉殿では1:10以上であるので、この玉殿の柱は異様に細い。

第七に、大宮玉殿第一・二・三・四殿が扉脇に幣軸的な柱を用いることである。この柱は内法長押までしかなく、一般的な神社建築や玉殿には見られない。

第八に、正面二間、背面一間の軒とすることである。一般的な神社本殿では、正面背面ともに二軒とするので特異である。

第九に、組物に舟肘木のみを用いることである。安芸国の中世玉殿では三斗組を用いるものが多い。

第十に、⁽⁵⁸⁾一木造出部材を用いないことである。安芸国の中世玉殿では一木造出を用いる例が半数を超えている。

第十一に、妻飾に豕扱首を用いていることである。安芸国の中世玉殿のほとんどすべては、豕扱首とはせず大瓶束を用いる例が多い。

また、見世棚造としないこととも関係するが、切妻造であることや、檜皮葺としていること⁽⁵⁹⁾なども安芸国の一般的な中世玉殿と異なる形式である。

安芸国における中世の玉殿のうち、特に古い例では、現存最古級の玉殿である元亨四年（1324）の今田八幡神社玉殿と永享十一年（1439）の堀八幡神社玉殿は玉殿自体が大型であることや床高が低いので、仁治再造厳島神社玉殿と共通している。また、今田八幡神社玉殿は見世棚造とせず、組物は舟肘木のみで、妻飾を豕扱首としており、堀八幡神社玉殿は内陣床上に直接安置していたと考えられ、角柱を用い、一木造出としておらず、仁治再造厳島神社玉殿の形式に近い。また、現存最古級の十四世紀前期の佐々井厳島神社玉殿第一殿は、梁間が一間であって、見世棚を設けるものの切妻造としており、そうした点で、仁治再造厳島神社玉殿と共通する。

これらの古い時期の玉殿の現存例からすると、そうした古い例に見られる形式をすべて持つ仁治再造厳島神社玉殿は、安芸国における中世玉殿の祖型であって、それらが持つ特異的な形式は古式を伝えるものであると言える。

ところで、玉殿が出現する以前の神座としては、伊勢神宮正殿などの内に安置された御帳台⁽⁶⁰⁾がある。仁治再造厳島神社玉殿に見られる古式と考えられる形式のうちでは、角柱の使用や柱の細さおよび床高の低さなど、この御帳台と共通性があり、御帳台から分化して本殿の意匠を取り入れた神座の一系統であると考えられるが、その点については稿を改めることにしたい。

註

(1)——神社の本殿内陣に安置される本殿形をした、神体を奉安する小建築である。玉殿は、研究者によっては宮殿と呼ぶこともあるが、広島県域では平安時代末期以来、神社内のものについては玉殿（ぎょくでん）と称されている。三浦正幸「神社本殿内の中世の玉殿—広島県高田郡八千代町の佐々井厳島神社と常磐神社—」（『建築史学』第十一号、昭和六十三年）を参照。また、墨書銘によって玉殿の呼称が確認されるもの（山県郡北広島町〔旧千代田町〕の今田八幡神社玉殿、安芸高田市八千代町の佐々井厳島神社玉殿など）も少なくない。

(2)——三浦正幸「厳島神社の本殿」（『建築史学』第四号、昭和六十年三月）。

(3)——山田岳晴、三浦正幸「今田八幡神社玉殿に見られる地方色」（日本建築学会計画系論文報告集 566号、平成十五年四月）を参照。

(4)——註(1)論文を参照。

(5)——註(2)論文を参照。

(6)——『大願寺文書』一五七号。なお、この文書の表題は文書を整理時に付けられたものであって、内容を正しく表していない。宮殿造営材木注文ではなく、内宮大宮本殿とともに内部の玉殿を造替するために、旧玉殿の寸法を実測した報告である。なお、『大願寺文書』一五五号の「厳島社玉殿六社造営材木注文」（永禄十二年）は、その内容から、玉殿の材木注文ではなく、大宮本殿自体の材木注文であることが分かり、表題のつけ誤りか、玉殿六社で大宮本殿自体を示したものかのどちらかであると判断できる。

(7)——『野坂文書』三一三号の一

(8)——『厳島野坂文書』一八七九号

(9)——『厳島野坂文書』一八八〇号

(10)——中世と近世の境は一般的に、天正元年(1573)の室町幕府の滅亡とする場合が多い。しかし、安芸国では、毛利氏が慶長五年(1600)の関ヶ原の戦いの戦後処理で防長へ退去したことにより、中世の在地領主制が完全に消滅し、近世の幕藩体制へ急激に移行した。社寺造営においても、施主が在地領主から地元民に変わっており、近世への移行がはっきりと見られる慶長五年を中世と近世の境とするのが適切であると考えられる。なお、後述するように、その時期を境にして玉殿の形式にも大きな変化が生じている。

(11)——造立当初の製作誤差、経年変化による変形収縮、腐食欠損などにより、部位によって1mm以上の違いが常に生じるので、mm単位での計測は学術的に意義があるとは言い難く、造立当時と同等の精度で計測を行った方が有意義であると判断した。なお、現行曲尺とこれらの玉殿の造営尺とは若干の差異があるかもしれないが、有意義な差異を検出することができなかった。

(12)——沿革については、『厳島神社国寶並びに重要文化財建造物昭和修理総合報告書』(以下、『修理総合報告書』とする)や福山敏男「厳島神社の社殿」(『仏教芸術』五十二号、昭和三十八年十一月に所収、『日本建築史研究』に修正再掲)においても記されている。

(13)——『国宝重要文化財指定建造物目録』の名称による。

(14)——外宮棚守職であった飯田家文書による。

(15)——初例は安元二年(1176)の「伊都岐島社千僧供養日記」である。『広島県史』古代中世史料編Ⅲに所収。

(16)——『史料通信叢誌第巻編厳島誌』に所収。『広島県史』古代中世史料編Ⅲに再掲。

(17)——この点については、太田博太郎「厳島神社の仁安造営について」(『大和学文化研究』十二(六)、昭和四十二年)に詳しい。

(18)——註(1)論文を参照。

(19)——仁治二年(1241)の「伊都岐島社神官等申状案」(『新出厳島文書』一〇三号、『芸藩通志』所収と同一、このほか『厳島野坂文書』一八六二号もほぼ同文であるが末尾がやや詳しい。さらに、この二通の文書に先立つ仁治元年十月の『厳島野坂文書』一八六一号は、それらの草案となったものと考えられる)による。「建保三年(乙亥)、十二月十九日(癸卯)、寅時遂御遷宮、唯限于内宮一方、外宮并御玉殿不新造矣。(以下略、なお、()内は原文では割註となっていることを示す。以下同じ。)」

(20)——同上、「伊都岐島社神官等申状案」による。

(21)——正安二年(1300)の「伊都岐島社未造殿舎造営

料言上状案」(『大願寺文書』一号)。

一外官方

大宮宝殿一字五間二面	三百廿七石
同楼台一字二間	三十石五斗
御玉殿大宮六ヶ所	四十五石
客人宮宝殿一字三間二面	二百七十七石
同楼台一字二間	二十五石四斗
三棟拜殿一字十一間二面	千二百八十四石三斗
御玉殿五ヶ所	三十七石

(以下略)

(22)——嘉禎三年(1237)の「調度注進状案」(『野坂文書』三一三号の一)。

一御玉殿十一所御莊嚴具 准万二千八百九疋

御簾十一間 准五千九十五疋

大宮御方六間(以緑青綵之) 代五百八十疋

客人御方五間(以蘇芳百両染之) 代三百疋

(以下略)

大宮御方六間、客人御方五間という御簾の員数によって、玉殿十一所の内訳は大宮本殿の玉殿六基、客人宮本殿の玉殿五基であったことが分かる。

(23)——『野坂文書』一一六号の遷宮棟札写。この棟札には建物名が記されていないが、『厳島誌』によると明治十四年(1881)の内宮客人宮の修理の際に発見されたと伝えられる棟札があり、それと日付が一致するので内宮客人宮のものとしておく。「御遷宮 康安二年(壬寅)正月一日(戊申)寅刻、神主下野守佐伯親直、(中略)、大工右衛門尉佐伯高国、(以下略)」

(24)——『大願寺文書』三一七号の一の棟札写。

奉造立客人御前壺宇、立柱 永享元(己酉)八月十六日、上棟 同年四天(壬子)三月十八日、御遷宮 同年五天(癸丑)三月廿一日、(中略)、大工右衛門尉武国、大工代五良左衛門尉武貞(以下略)

(25)——『卷子本厳島文書』一五号。

(26)——飯田家(外宮棚守家)所蔵文書。

天文三年(甲午)四月廿二日(戊午)木作始、同五月□御旅所神納申上、同廿四日□立柱、同廿□日(甲午)巳ノ刻御宝殿立□、天文七年(戊戌)十二月八日(戊申)辰刻御上棟□、天文九年十一月□御遷宮(天文三年ヨリ宝暦五年マデ 二百二十五年ニ 成ル)

ただし、『房頭覚書』(天正八年(1580)成立、『広島県史』古代中世史料編Ⅲに所収)では亥ノ歳(天文八年)に着手して子ノ歳(天文九年)に造畢したとする。

(27)——正徳二年(1712)の「外宮御社絵図」(個人蔵)において、本殿内に図示された玉殿から知れる。

(28)——高林坊(広島県安芸高田市甲田町)の鐘銘による。
備州木佐住人和智金吾真春公法名仁峰永義禪定門、永
禄十二己巳念正月四日於厳島社頭生害

(29)——棟札、『兼右卿記』による。

(30)——註(6)を参照。

(31)——大願寺文書(『修理総合報告書』)に所収、『宮島
町史』に再掲)による。

大宮御宝殿 (桁行十二間七寸、梁行五間五尺五寸)

玉殿六社 面七尺

(中略)

客人宮宝殿 (桁行七間七寸、梁行四間五尺)

玉殿五社 面五尺

(以下略)

(32)——厳島神社五重塔棟札写(『修理総合報告書』に
所収)。

御武運長久 宝曆五(乙亥)歳、奉葺四重目坤角 山
懸九左衛門、日月清明 三月十八日、三月十八日大北
風八ツ 時下□八ツ 半時より地御前大火事御旅所御
本社焼失、御社中端々鳴動候

(33)——棟札(杜蔵)による。「奉再興安芸国佐伯郡厳
島外宮地御前社一字 于時宝曆十庚辰載五月五日(以下
略)」同文のものが二枚存し、一枚は大宮本殿、もう一
枚は客人宮本殿のものと考えられる。

(34)——厳島神社蔵「當緒書類」による。なお、この時
の造替によって、それまで朱塗であった玉殿が白木造に
変更されている。

(35)——嘉禎三年(1237)の「調度注進状案」にある「管
立障子」に当たり、絹本着色の絵があったとされる。

(36)——本殿の柱に当たるのを避けるために、玉殿の屋
根を切り欠いているので、当初より柱間との対応を無視
して配置したことが分かり、もちろん玉殿を並べ替えて
配置することはできない。

(37)——本殿の柱間装置や柱間寸法が記され、記入寸法
に分単位の端数が見られる。特に「内宮客人宮図」には、
玉殿と本殿の位置に関する寸法などがある。康安二年
(1362)もしくは永享元年(1429)頃の客人宮本殿を修理
した際の玉殿移座のための控え図を写したものと考えら
れている。註(2)論文を参照。

(38)——『兼右卿記』元龜二年十二月二十七日条。

先予参玉殿之宝前、(中略)次六所之内第一殿奉開御戸、
印明如常、入玉殿之内、奉取出之、奉入神輿内、(中
略)次二殿(一殿左方)、次三殿(一殿右方)、次四殿
(一殿左二目)、次五殿(一殿右方二目)、次六殿(一
殿左三目)、悉以奉移神輿

(39)——『新出厳島文書』一〇九号に所収。同時期のも
のと考えられる大宮の祝詞(『同』一一〇号)にも祭神
が記されている。

(40)——註(2)論文を参照。

(41)——『厳島野坂文書』一三八四号に所収。

(42)——『源平盛衰記』一三 入道信厳島並垂迹事。

(43)——『野坂文書』三二〇号

(44)——註(2)論文を参照。

(45)——客人宮の破風板は、大宮のものと比較すると曲
がりが少ない(詳しくは後述)。

(46)——実測寸法と考えられる「造営材木注文」の記述
と合わず、外宮の大宮玉殿の現状を考慮すると六基とも
同寸法とは考えられない。註(2)論文を参照。

(47)——「内宮客人宮図」の別の書き込みに、

宝□ 高サ二尺九寸

□□ダイ九寸

花瓶 高サ壹尺五寸五ふ

宝□前ワキニニツ可之

とあって、「宝□」の脇に「花瓶」が二つあることが示
されているので、この図でいう脇は、側面(奥行)の意
味で使われたものではなく、隣に所在することを指して
いるものと考えられる。

(48)——この玉殿前方の内陣上段には、狛犬・獅子が安
置されていたと考えられているので、この程度の距離が
必要である。伊東史朗「厳島神社の獅子・狛犬」(『学叢』
第二十号、平成十年三月)を参照。

(49)——「内宮大宮図」においては、この記述に相当す
る位置(大宮本殿内陣玉殿の右方)には、「九尺式寸五ふ」
とあり、内陣上段の奥行を記したものと判断できる。

(50)——「九」を「二」への訂正は記入の間違ひとは考
えにくく、元々は内陣上段境から内陣の梁間の中央柱ま
での寸法に、内陣後方柱間の概寸法七尺を加えて記入し
たが、本殿柱間の記入の際に内陣前方梁間を七尺、後方
梁間を七尺一寸としたために、内陣上段境から内陣の梁
間の中央柱までの寸法に書き改めたものと考えられる。

(51)——「之」は「也」の翻刻の誤りか。

(52)——「内宮客人宮図」において、

間ハシヤウジ ヨコ壹尺八寸八ふ、フチカケテ四方

あし壹尺八寸四ふ、二寸一ふ四方、キチヤウメン五ふ、

コあし七寸、太サ二寸四方

とあり、その障子は外宮で確認された衝立に相当するも
ので、その衝立の図のあしの部分には三寸と記されてい
る。梁間寸法の考察でも記したが、この「内宮客人宮
図」における「四方」には、正方形という意味はなく、

四角形を意味する言葉として用いられていると考えられるので、「あし」については幅二寸一分、成三寸であったと考えられる。

(53)——同時に作成された嘉禎三年(1237)の「造伊都岐島社内宮御方色々金銅金物注文案」に以下の記述がある。

妻戸四本金物七十二

穴花 十六 卷金十六

間影八 圓座八

金輪八 懸金八

金鈎八

(以下略)

(54)——同上史料に、

連子金物六十四枚

大宮御方三十二枚

客御方三十二枚

(以下略)

とあり、大宮本殿、客人宮本殿の連子窓はともに四箇所ずつであるので、一箇所につき八枚となる。なお、高欄

の金物の可能性もある。

(55)——外宮の各玉殿の垂木の枝割寸法も、一寸八分程度では揃っている。

(56)——同時期に作成された嘉禎五年(1239)の「伊都岐島社未造分屋材木等注進状」(『新出叡島文書』一二三号)に「宇立」と「猪子差」の組み合わせで用材の記述があり、扱首束は「宇立」と呼ばれていたことが分かる。

(57)——註(3)論文を参照。

(58)——複数の部材を一木から造り出すものである。山田岳晴「佐々井叡島神社玉殿における一木造出の技法」(日本建築学会大会学術講演梗概集、平成十六年八月)を参照。

(59)——安芸国の中世玉殿では柿葺とする例が大半を占める。山田岳晴、三浦正幸「安芸国の中世神社玉殿における屋根構造の調査研究」(日本建築学会計画系論文報告集572号、平成十五年十月)を参照。

(60)——伊勢神宮正殿の御帳台については、貞和元年(1345)の『貞和御飾記』(群書類従巻第七に所収)に詳しく記されている。

(国立歴史民俗博物館研究機関研究員)

(2005年11月30日受理, 2006年8月10日審査終了)

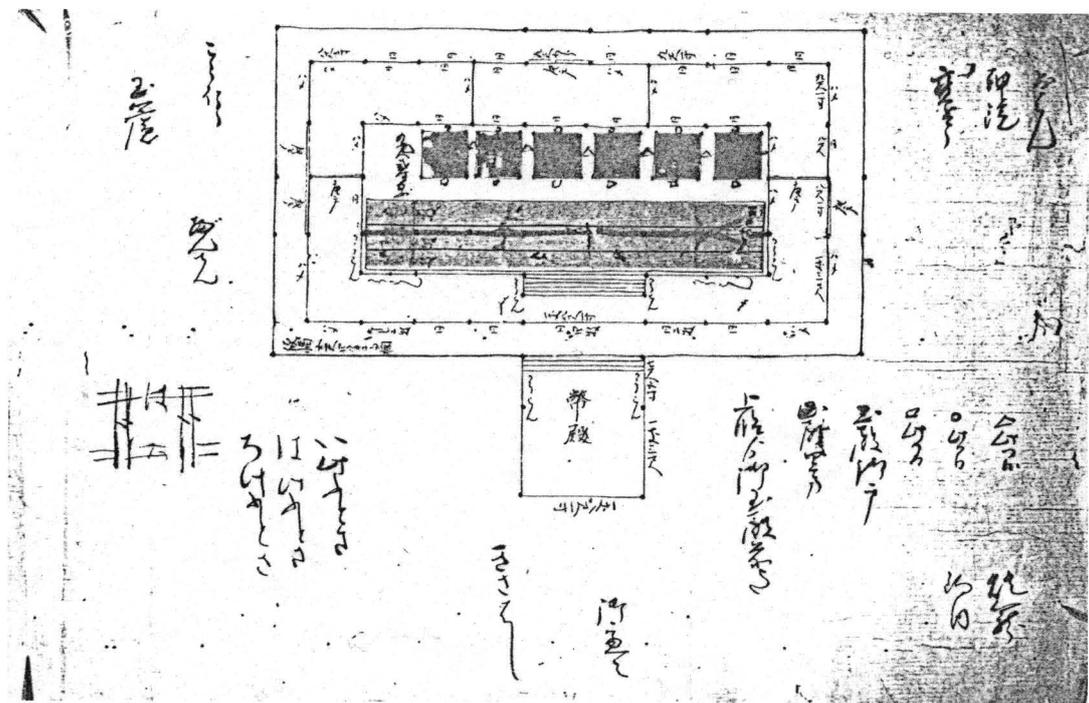


図1 内宮大宮図 (『嚴島野坂文書』)

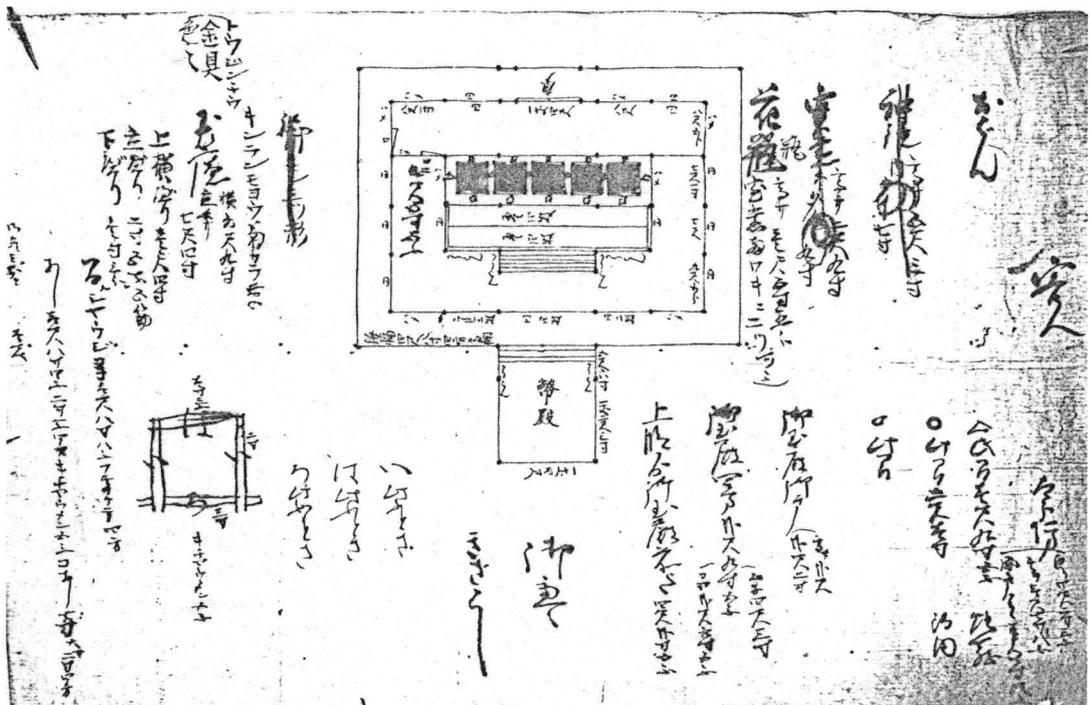


図2 内宮客人宮図 (『嚴島野坂文書』)

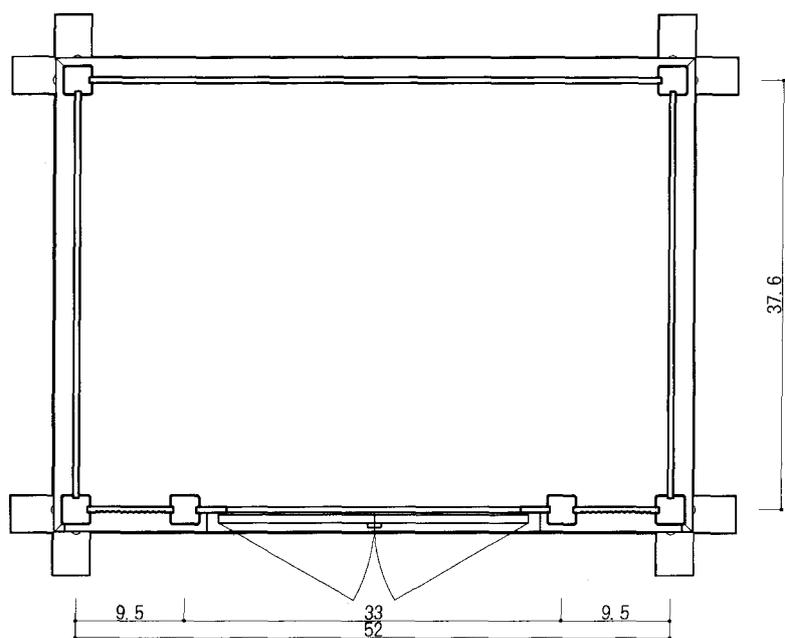


図3 宝曆再造外宮大宮玉殿第一・二殿実測平面図 縮尺：1/20 単位：寸

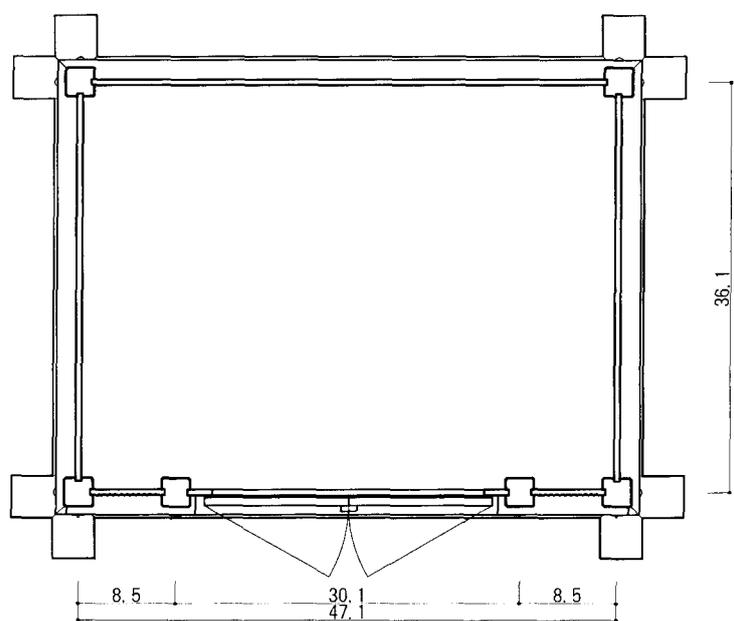


図4 宝曆再造外宮大宮玉殿第三・四殿実測平面図 縮尺：1/20 単位：寸

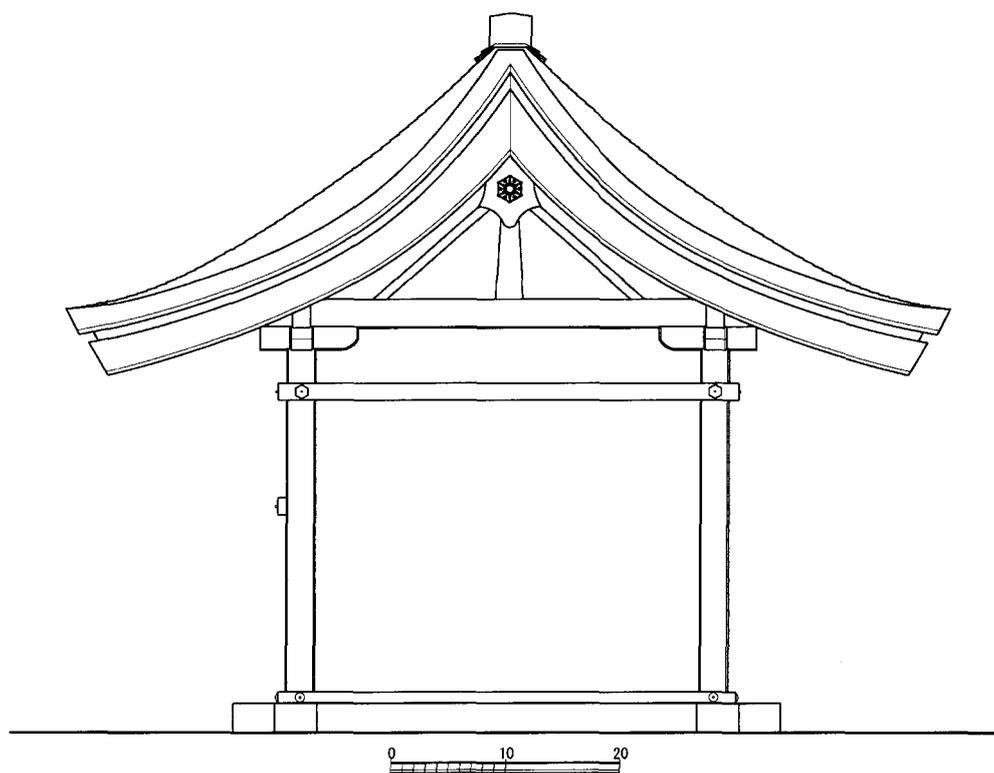


図7 宝曆再造外宮大宮玉殿第三・四殿実測側面立面図 縮尺：1/20 単位：寸

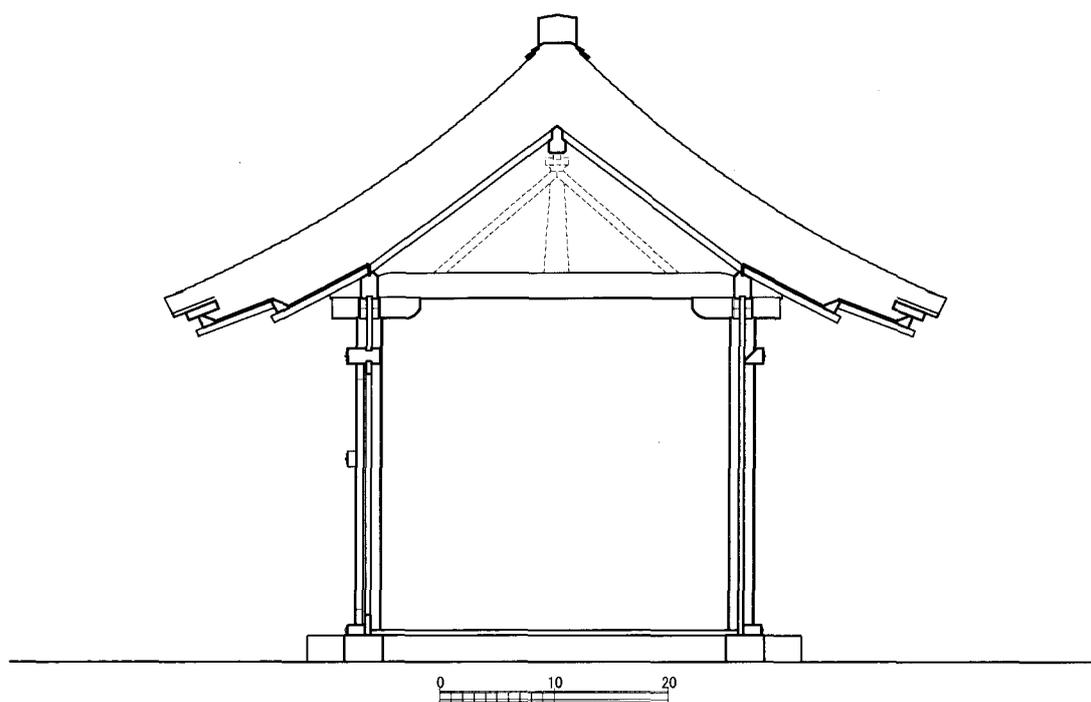


図8 宝曆再造外宮大宮玉殿第三・四殿実測断面図 縮尺：1/20 単位：寸

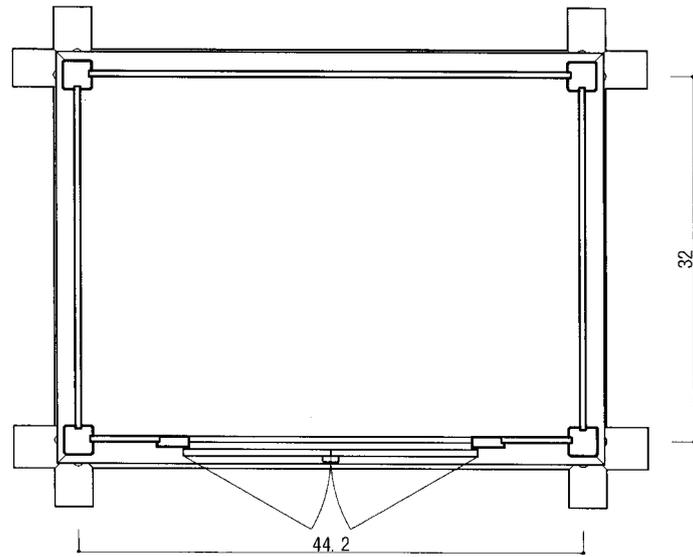


图9 宝曆再造外宮客人宮玉殿第一殿実測平面図 縮尺：1/20 单位：寸

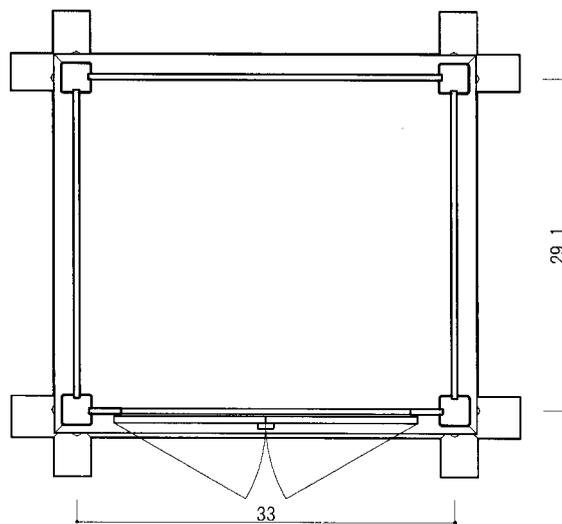


图10 宝曆再造外宮客人宮玉殿第二・三・四殿実測平面図 縮尺：1/20 单位：寸

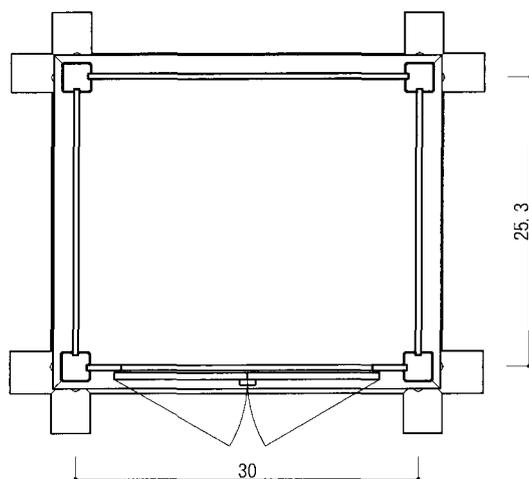


图 11 宝曆再造外宮客人宮玉殿第五殿実測平面図 縮尺：1/20 単位：寸

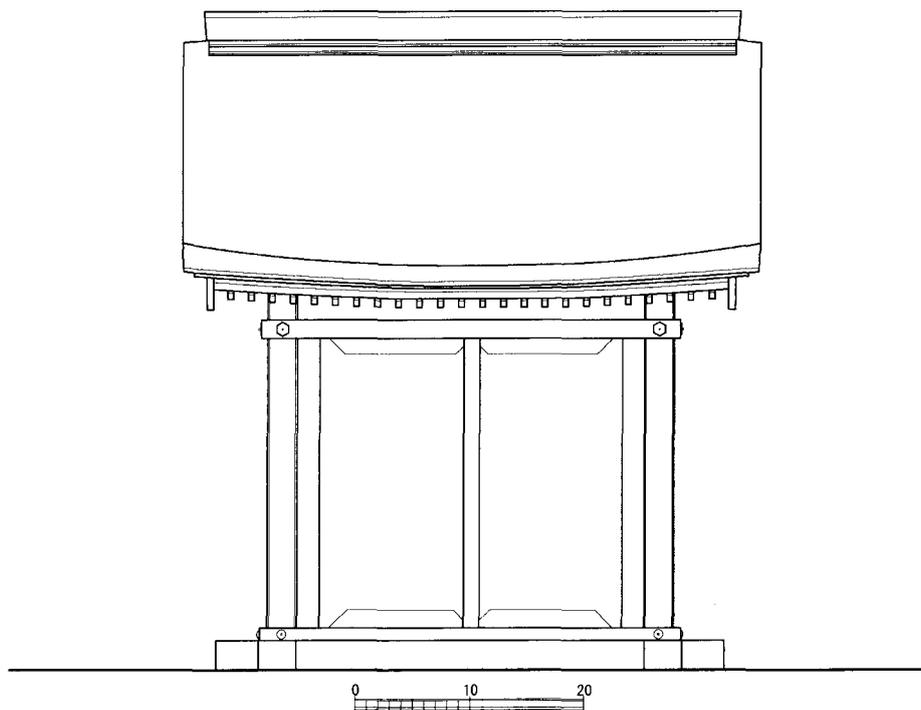


图 12 宝曆再造外宮客人宮玉殿第二・三・四殿実測正面立面図 縮尺：1/20 単位：寸

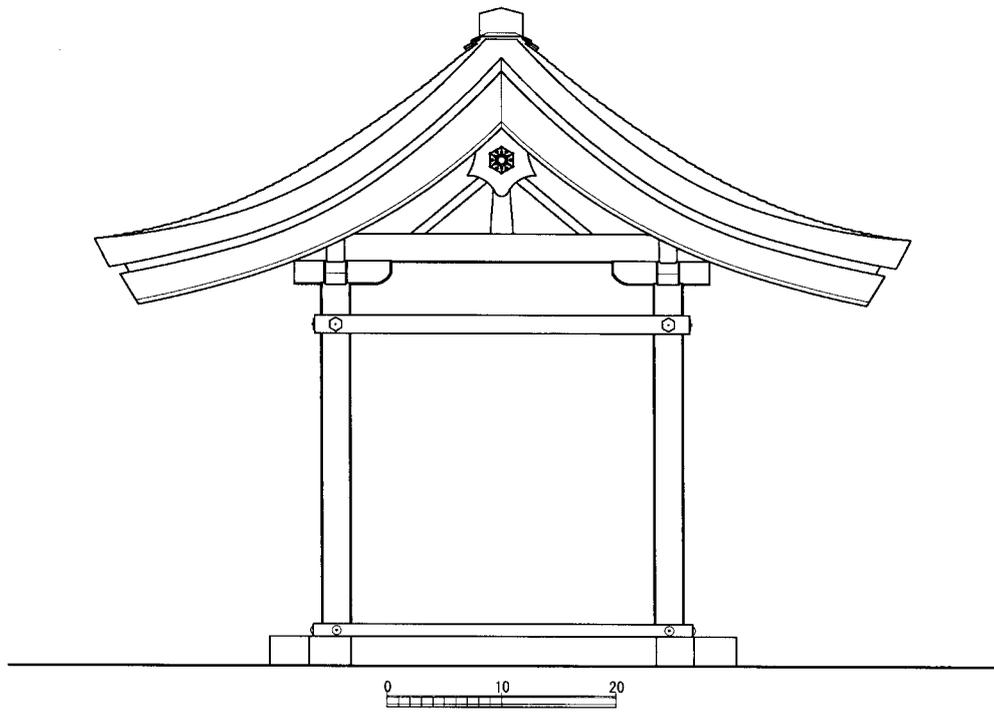


图 13 宝曆再造外宮客人宮玉殿第二・三・四殿実測側面立面図 縮尺：1/20 単位：寸

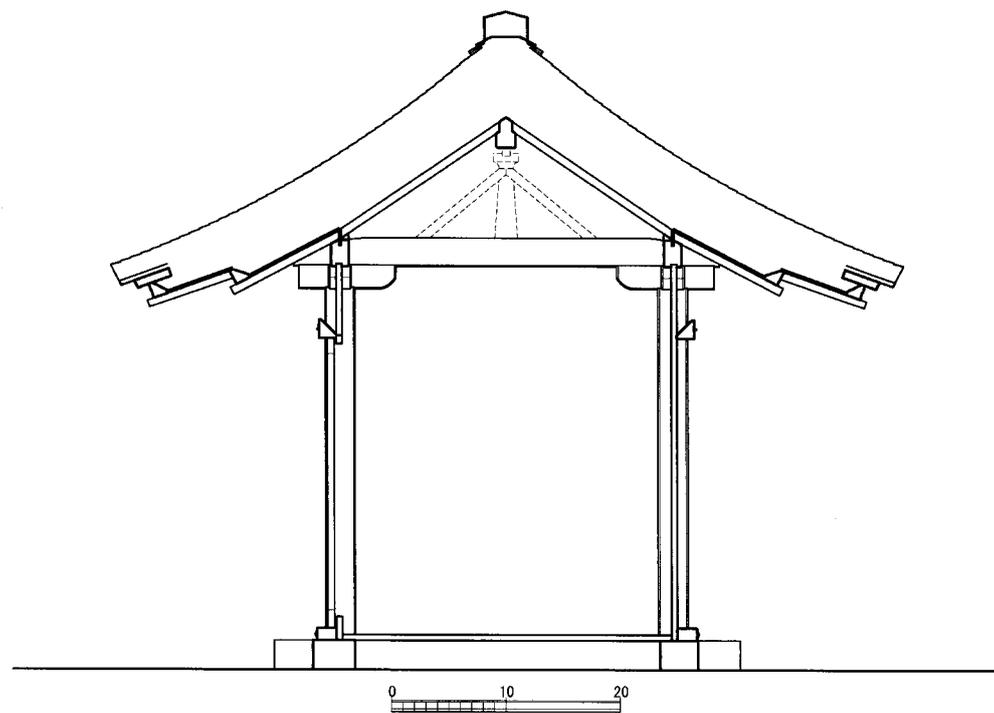


图 14 宝曆再造外宮客人宮玉殿第二・三・四殿实測断面図 縮尺：1/20 単位：寸

写真1 外宮大宮玉殿第二殿

写真2 外宮大宮玉殿第四殿

写真3 外宮大宮玉殿第五殿

写真4 外宮客人宮玉殿第一殿

写真5 外宮客人宮玉殿第四殿

写真6 外宮客人宮玉殿第五殿

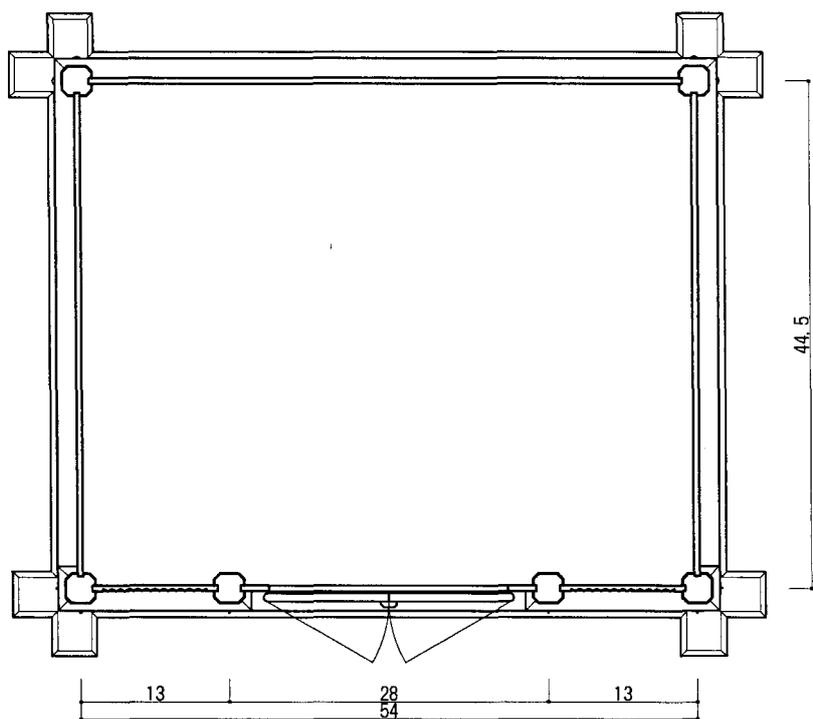


图 15 仁治再造内宮大宮玉殿第一・二殿復元平面図 縮尺：1/20 單位：寸

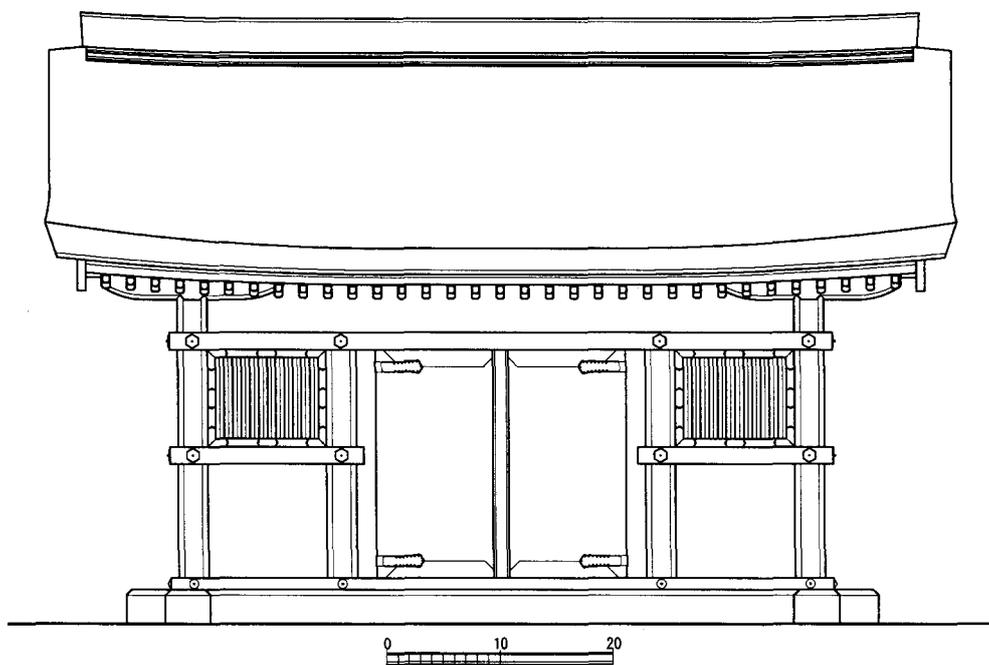


图 16 仁治再造内宮大宮玉殿第一・二殿復元正面立面図 縮尺：1/20 單位：寸

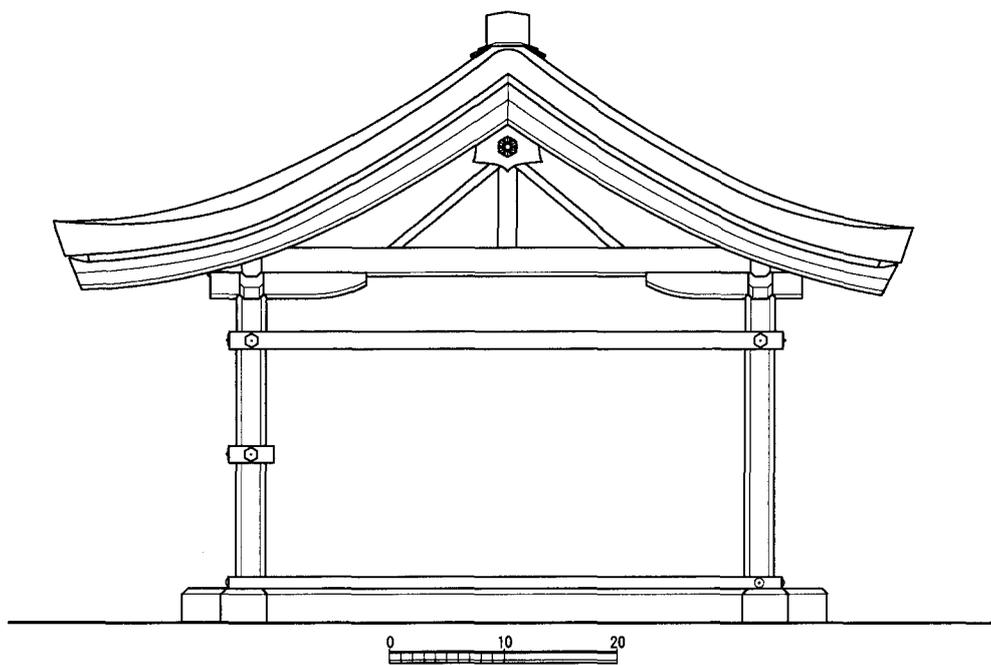


図17 仁治再造内宮大宮玉殿第一・二殿復元側面立面図 縮尺：1/20 単位：寸

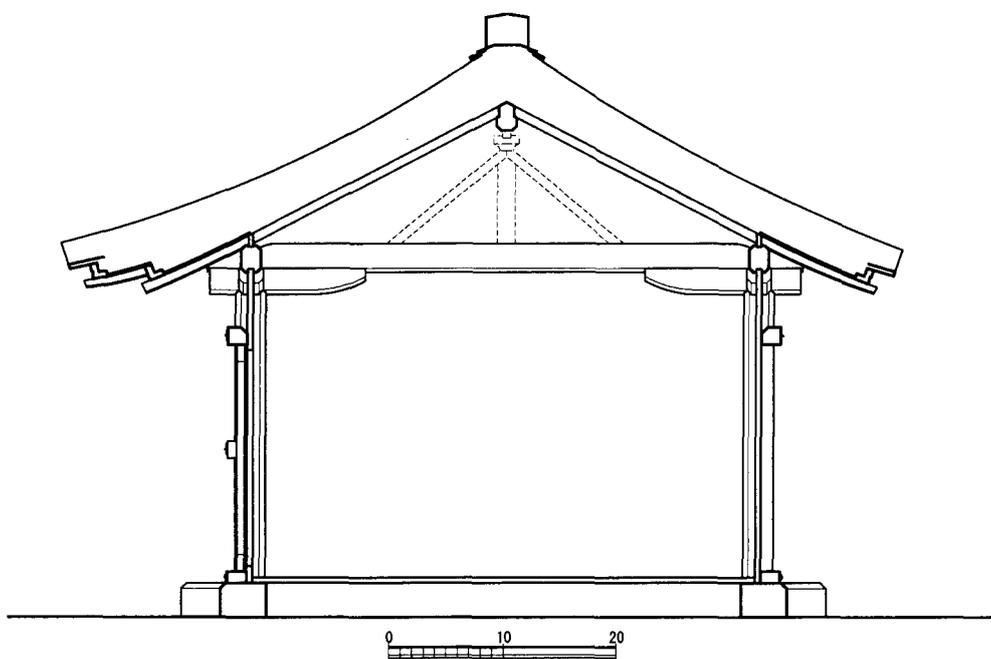


図18 仁治再造内宮大宮玉殿第一・二殿復元断面図 縮尺：1/20 単位：寸

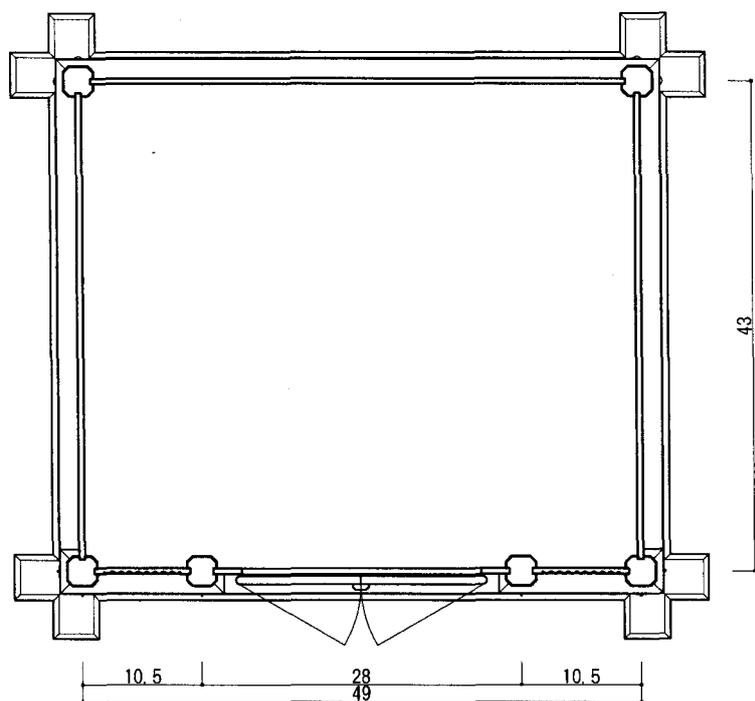


图 19 仁治再造内宮大宮玉殿第三・四殿復元平面図 縮尺：1/20 單位：寸

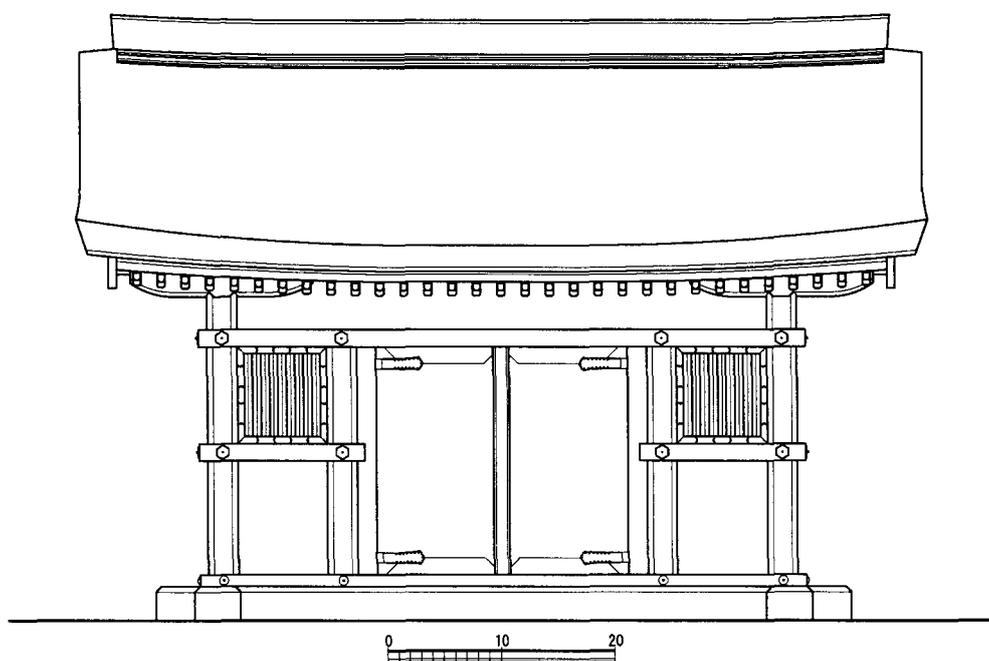


图 20 仁治再造内宮大宮玉殿第三・四殿復元正面立面図 縮尺：1/20 單位：寸

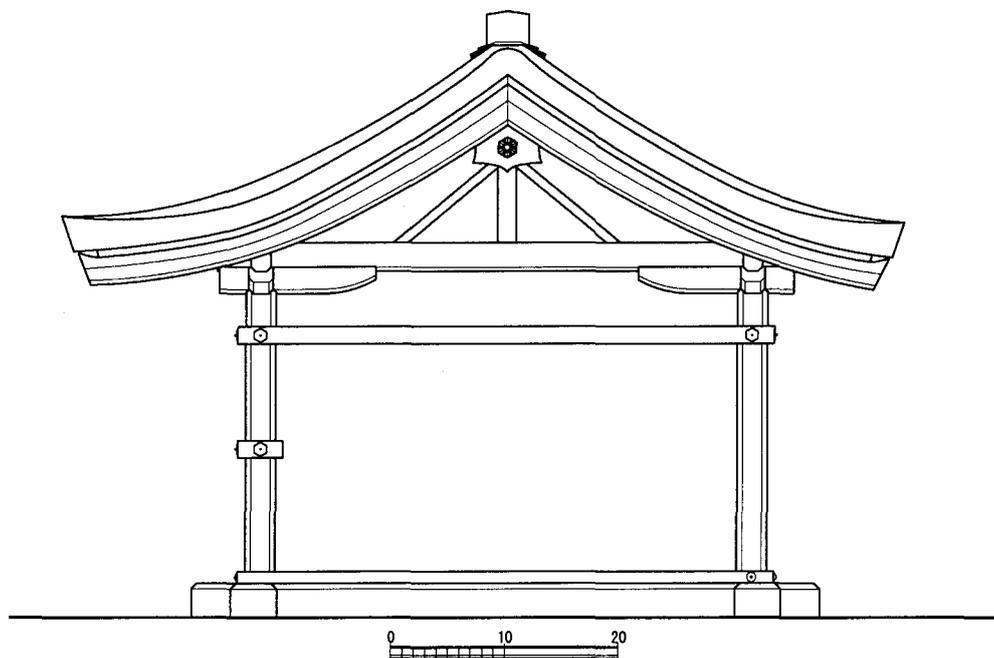


図 21 仁治再造内宮大宮玉殿第三・四殿復元側面立面図 縮尺：1/20 単位：寸

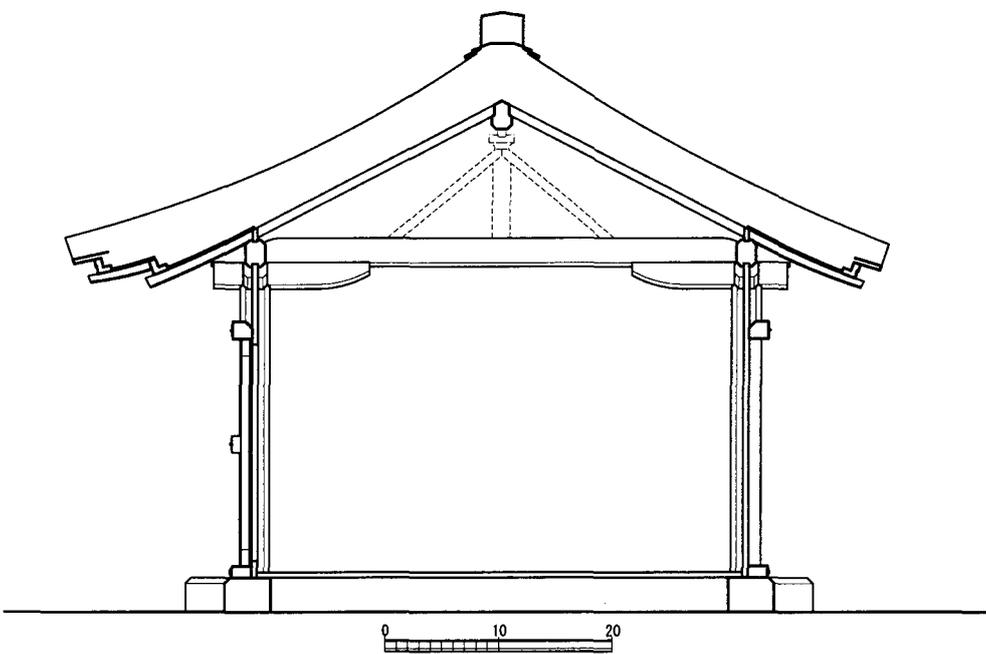


図 22 仁治再造内宮大宮玉殿第三・四殿復元断面図 縮尺：1/20 単位：寸

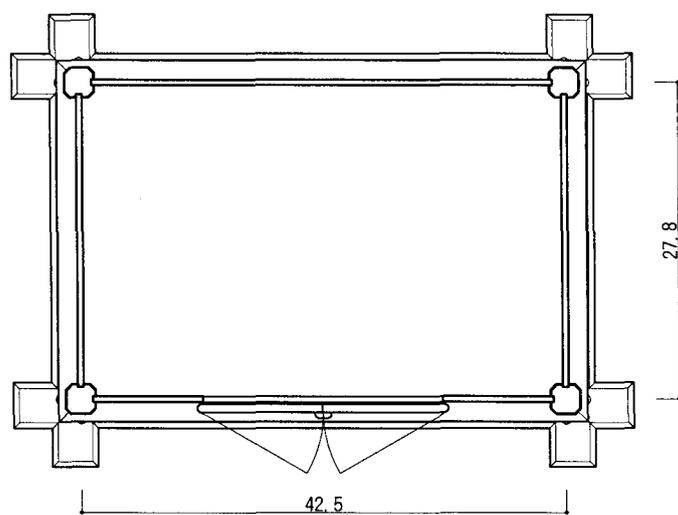


图 23 仁治再造内宮大宮玉殿第五・六殿復元平面図 縮尺：1/20 単位：寸

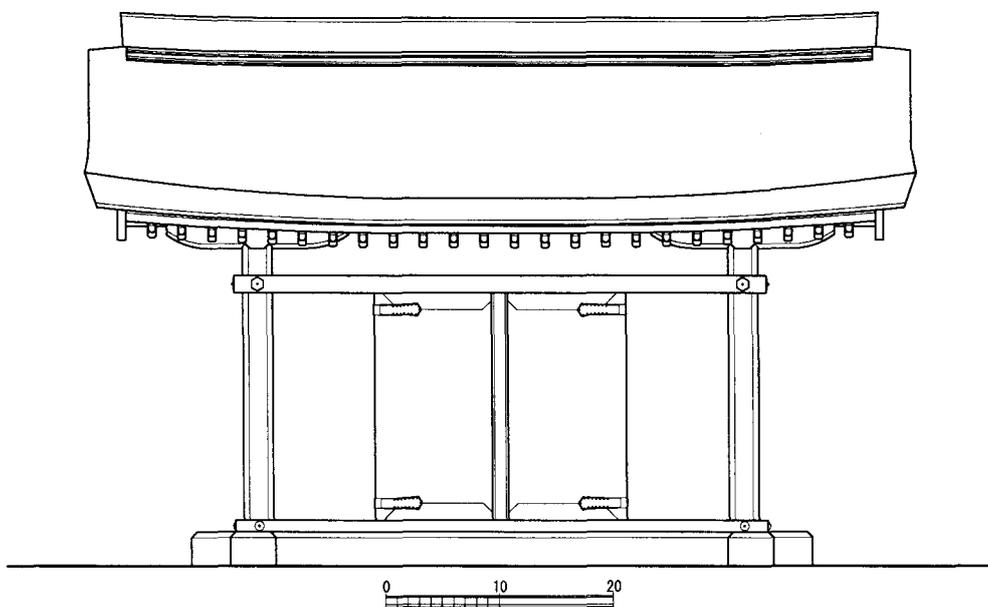


图 24 仁治再造内宮大宮玉殿第五・六殿復元正面立面図 縮尺：1/20 単位：寸

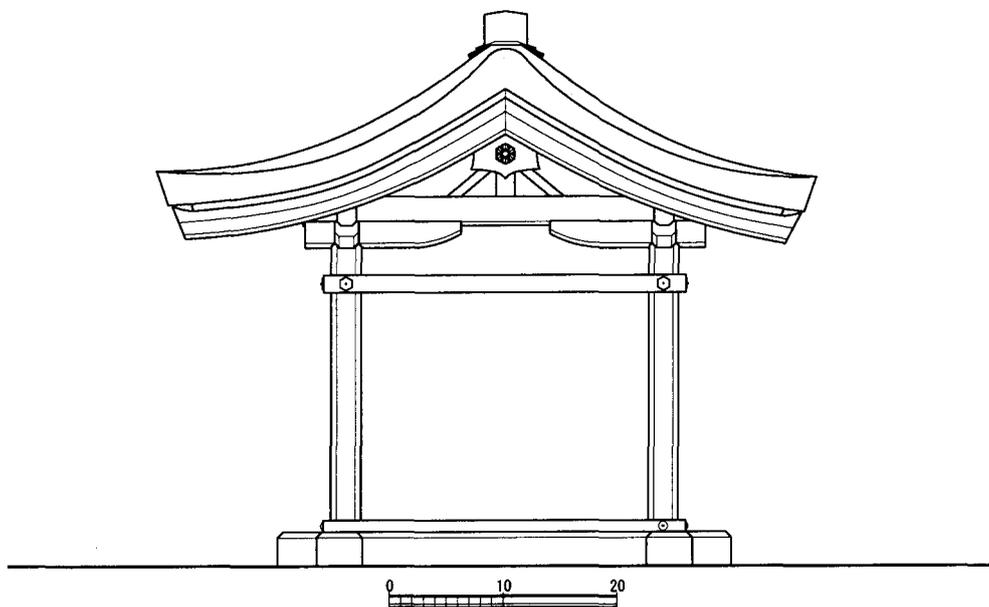


図 25 仁治再造内宮大宮玉殿第五・六殿復元側面立面図 縮尺：1/20 単位：寸

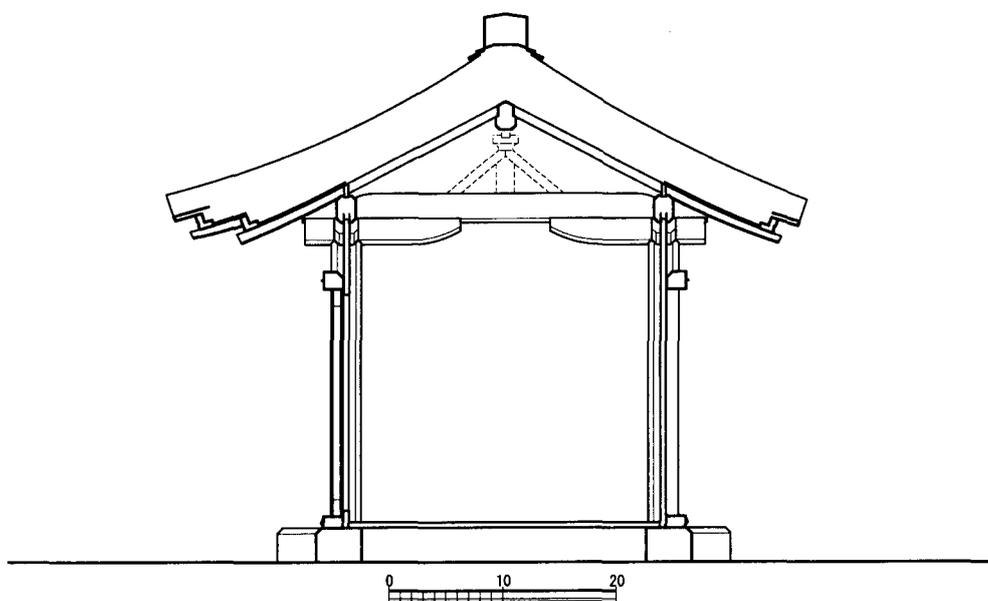


図 26 仁治再造内宮大宮玉殿第五・六殿復元断面図 縮尺：1/20 単位：寸

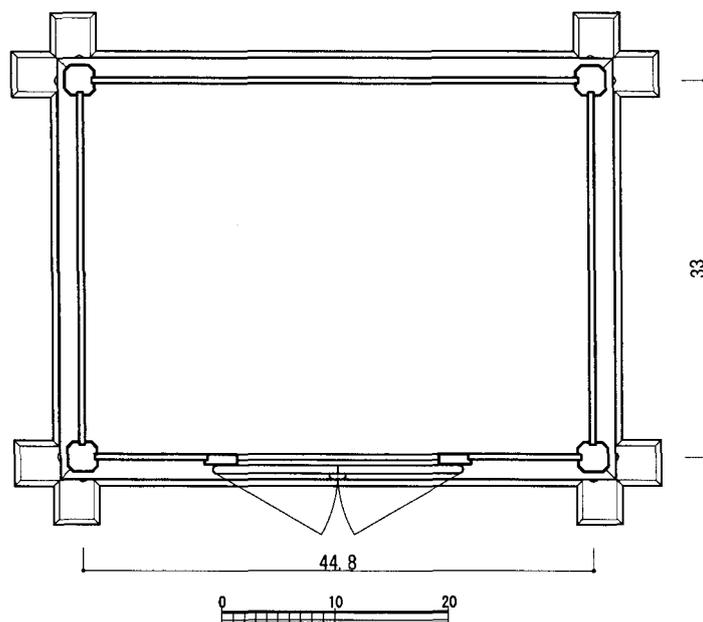


图 27 仁治再造内宮客人宮玉殿第一殿復元平面図 縮尺：1/20 単位：寸

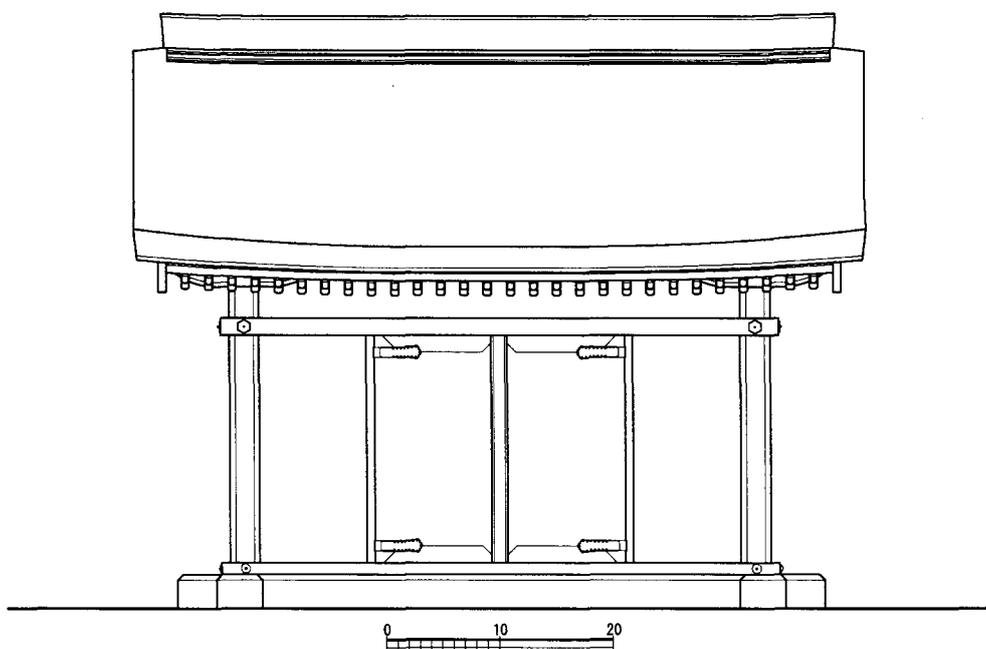


图 28 仁治再造内宮客人宮玉殿第一殿復元正面立面図 縮尺：1/20 単位：寸

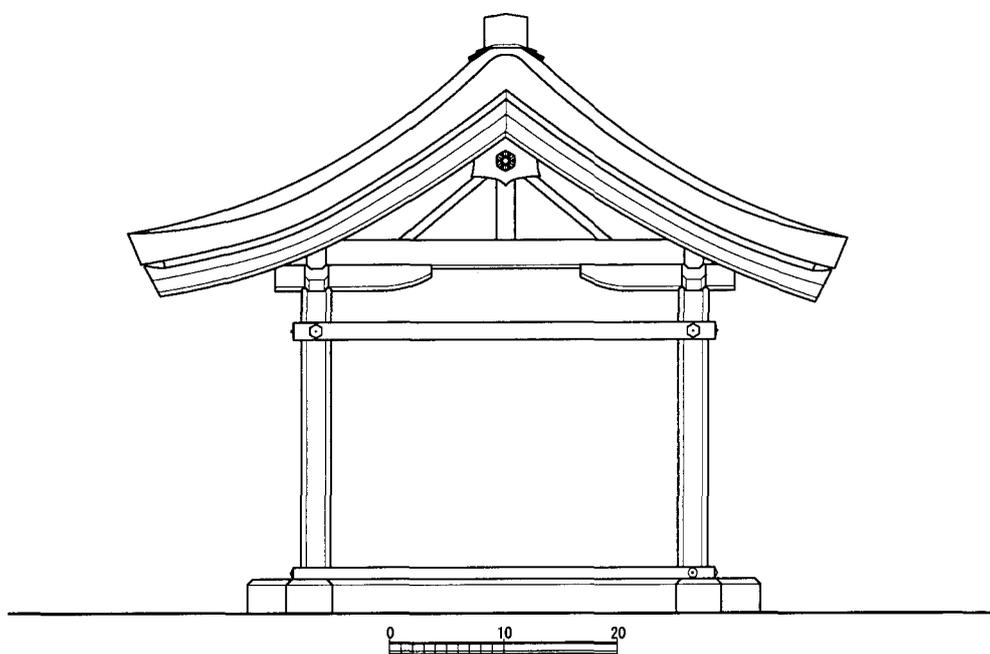


図 29 仁治再造内宮客人宮玉殿第一殿復元側面立面図 縮尺：1/20 単位：寸

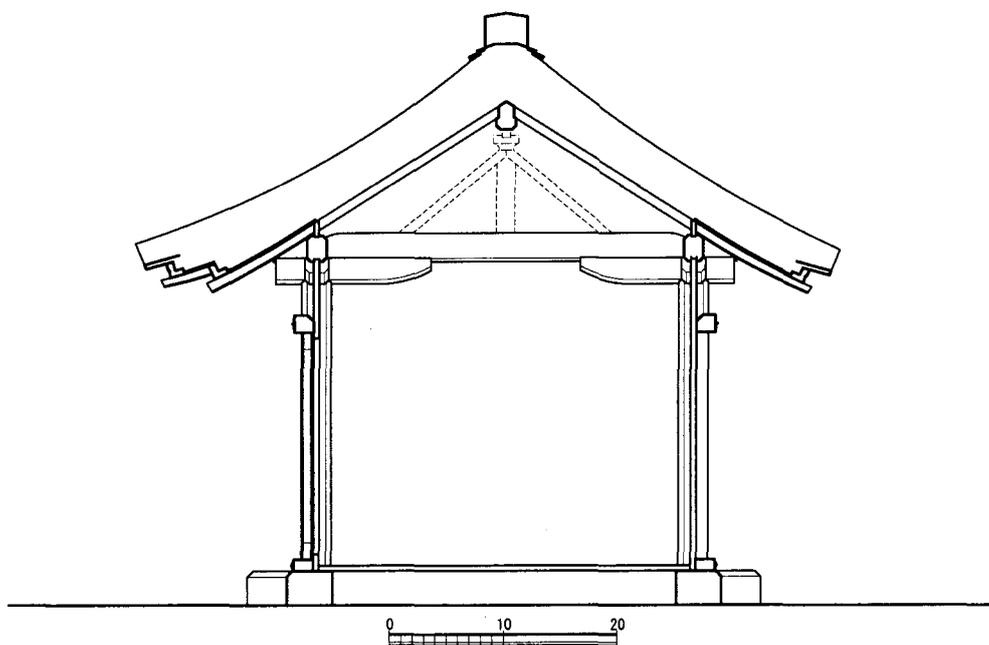


図 30 仁治再造内宮客人宮玉殿第一殿復元断面図 縮尺：1/20 単位：寸

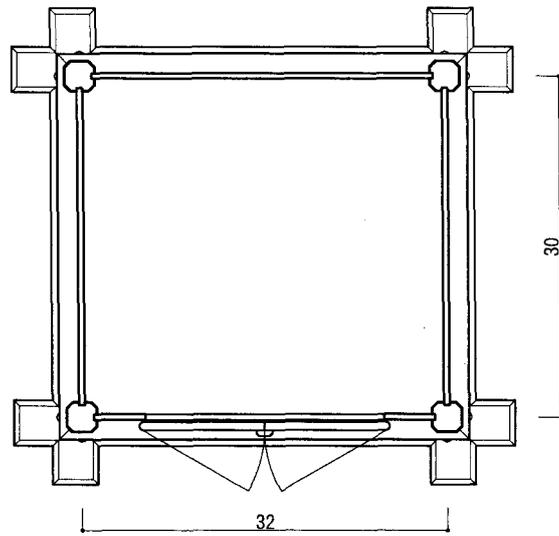


图 31 仁治再造内宮客人宮玉殿第二・三・四殿復元平面図 縮尺：1/20 單位：寸

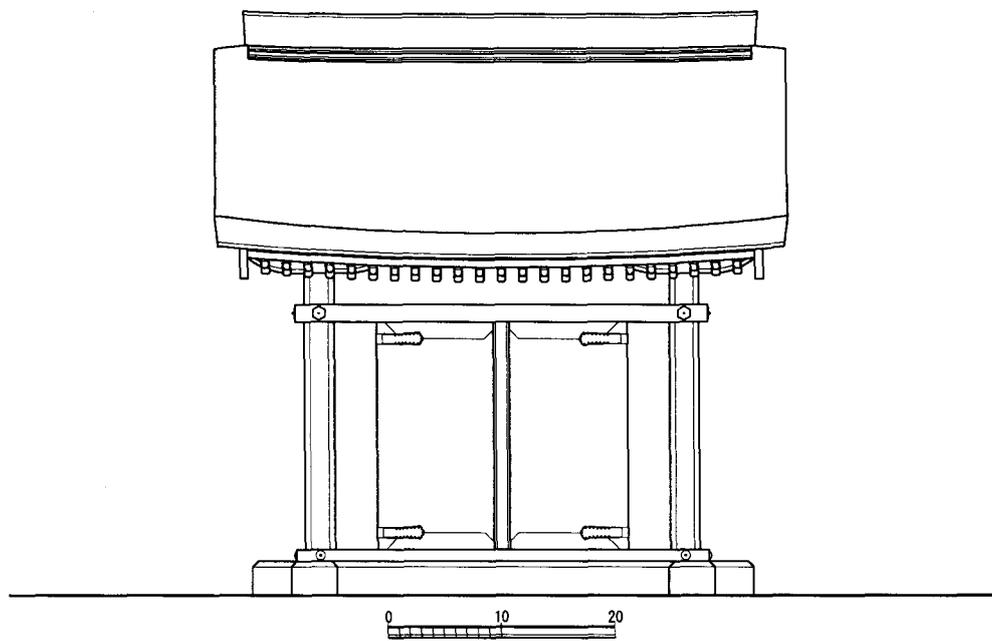


图 32 仁治再造内宮客人宮玉殿第二・三・四殿復元正面立面図 縮尺：1/20 單位：寸

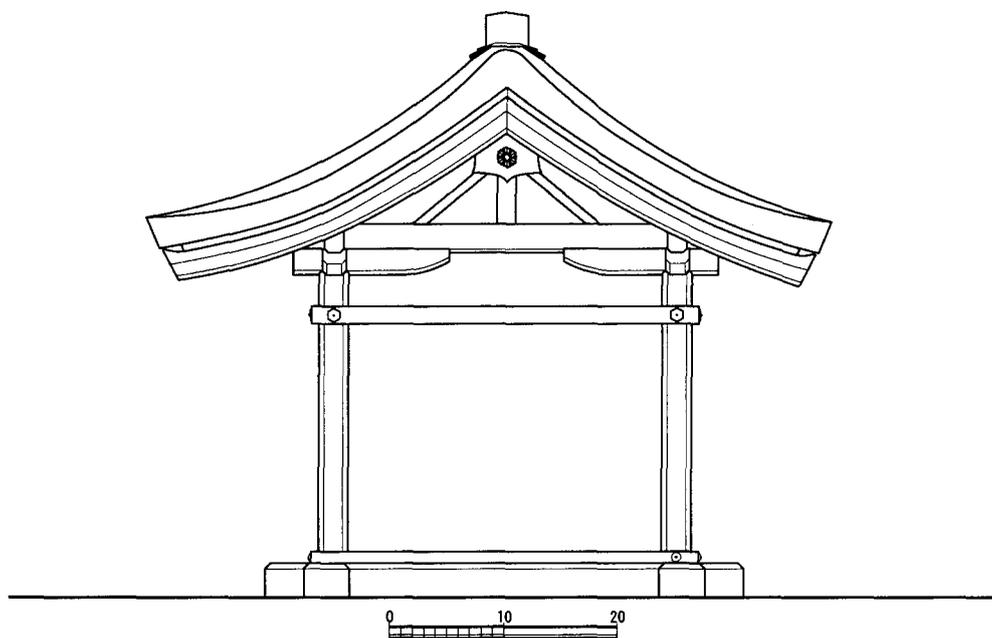


図33 仁治再造内宮客人宮玉殿第二・三・四殿復元側面立面図 縮尺：1/20 単位：寸

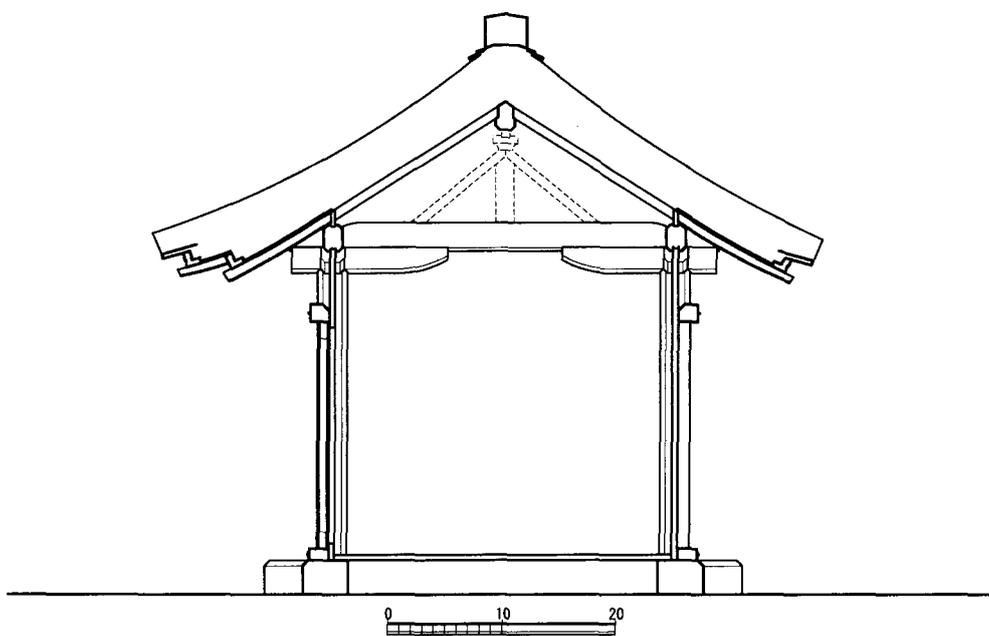


図34 仁治再造内宮客人宮玉殿第二・三・四殿復元断面図 縮尺：1/20 単位：寸

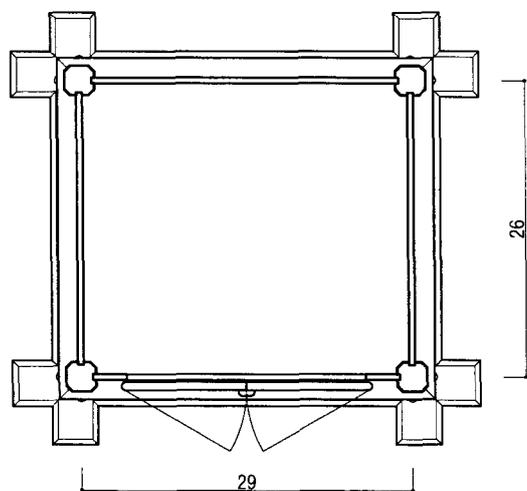


图 35 仁治再造内宮客人宮玉殿第五殿復元平面図 縮尺：1/20 单位：寸

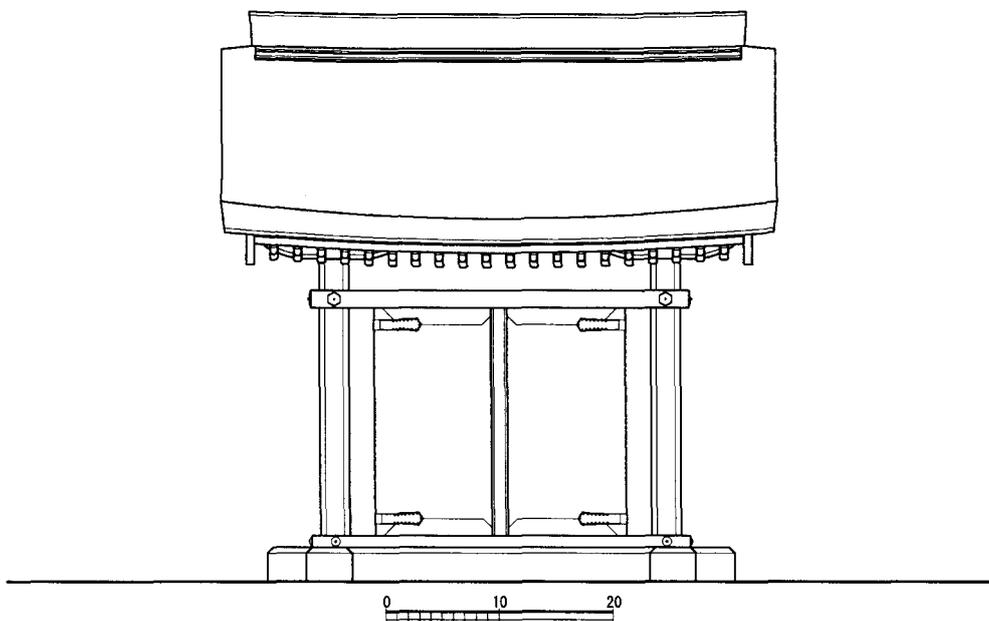


图 36 仁治再造内宮客人宮玉殿第五殿復元正面立面図 縮尺：1/20 单位：寸

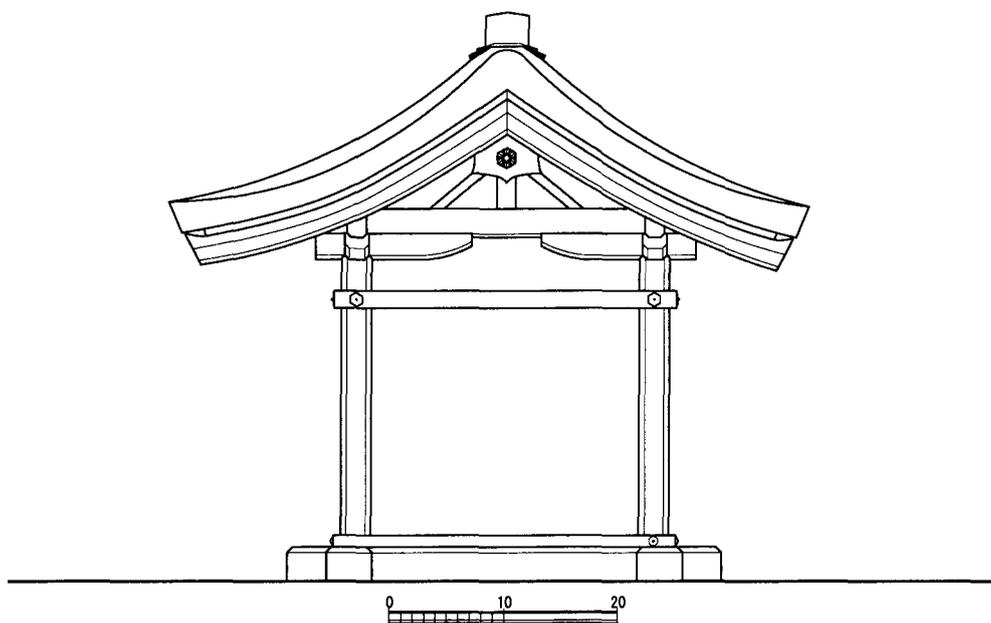


図 37 仁治再造内宮客人宮玉殿第五殿復元側面立面図 縮尺：1/20 単位：寸

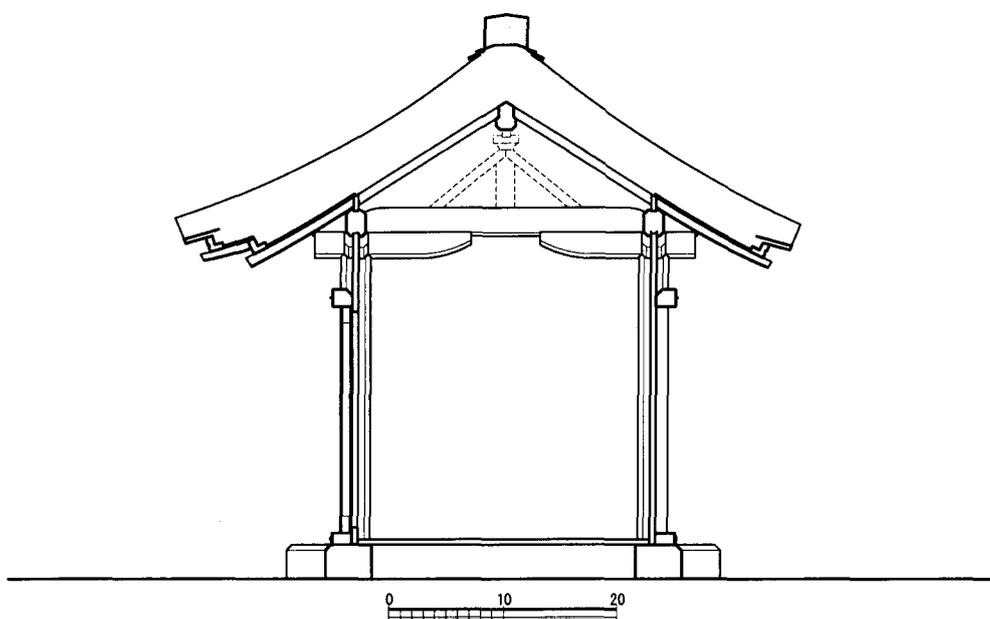


図 38 仁治再造内宮客人宮玉殿第五殿復元断面図 縮尺：1/20 単位：寸

Itsukushima Jinja Gyokuden (Inner Sanctuaries) in Hiroshima Prefecture : Naigu and Gegu

YAMADA Takeharu

Itsukushima Shrine, which is the *ichinomiya* for Aki Province, is composed of Naigu and Gegu. The Naigu (now called Itsukushima Jinja) and Gegu (now called Jigozen Jinja) each have Omiya main building and Marodo main building. Both of the Omiya main building have six inner sanctuaries and both of the Marodo main building have five inner sanctuaries respectively. Inner sanctuaries are small buildings that house sacred items which are representations of deities. The placement of inner sanctuaries in Itsukushima Shrine began extremely early and dates back to 1168. The research on the inside of the main building of major shrines in Aki Province shows that many still have inner sanctuaries dating from the medieval period. It is conceivable, therefore, that the inner sanctuaries of Itsukushima Shrine had a significant influence on the installation of inner sanctuaries in Aki Province.

This paper, based on firsthand study, discusses the features of the inner sanctuary of Gegu (Jigozen Jinja), which is the oldest extant example of Itsukushima Shrine, rebuilt in 1760. The study proves that the inner sanctuary of Gegu was faithfully modeled on the style of inner sanctuary of Naigu (the current Itsukushima Jinja).

Next, the paper makes a detailed examination of the size, style and design of the Itsukushima Shrine's inner sanctuary from the old documents of Itsukushima Shrine; mainly using the one of 1237, another of 1569 and two others of medieval times. Taking into account the results of the field investigation of Gegu's inner sanctuary, the diagram of the inner sanctuary of Naigu, when the main building was rebuilt in 1241, is demonstrated.

The paper also discusses the architectural features of the restored inner sanctuary, such as the adoption of the *kirizuma*-style roof, the removing of *misedana* from the facade, the use of squared pillars, and the low height of the floor. This research shows that the inner sanctuaries of Itsukushima Shrine are closely associated with the spread, development and changes of inner sanctuaries in Aki Province and were the original model for the inner sanctuaries in this province.